

18世紀における憲法（国制）の概念の曖昧性^[1]

—モンテスキューを素材にして—^[2]

エドゥアール・ティエ^[3]

深谷 格 訳

目次

訳者はしがき

序説

I モンテスキューにおける憲法（国制）—伝統的に多義的な概念

1 類型論の試み

2 「国制」：アリストテレス学派の伝統の忠実な受遺者、モンテスキュー

II 憲法（国制）の概念の変化に向かって

1 憲法（国制）—諸権力の分配の社会的政治的枠組み—

2 政治的自由の条件としての憲法（国制）

補遺

原注

訳注

【訳者はしがき】

2001年7月に、西南学院大学法学部は、フランスのエクスマルセイユ第三
大学法学部からエドゥアール・ティエ助教授を客員教授として招聘し、「外国
法Ⅰ」（内容はフランス公法入門）の集中講義を開講していただいた。その際、
7月19日に、西南学院大学法学部と同大学学術研究所の共催で、「近代公法の
父モンテスキュー [Montesquieu, le fondateur du droit public moderne]」
と題するティエ助教授の講演会が開催されたが、本稿はこの講演の元となった
論文の邦訳である。

本論文が検証しているように、constitutionという語は多義的であるので、日本語には訳しにくい。以下の訳においても、基本的にはこの標題のように「憲法（国制）」と訳出するが、他の訳語を用いたり、constitutionという原語のままにしておかざるをえない場合がある。

訳者は民法を専攻する者であるが、あえて専門外のフランス憲法史ないし憲法思想史に関する本論文を訳出したのには以下のような理由がある。

第一に、形式的な理由として、著者であるティエ助教授を西南学院大学法学部に招聘した際に、訳者が受入れ担当教員として、ティエ氏との交渉や人事手続、講義の補助や本講演の企画を含む来日時のお世話等をさせていただいたことがきっかけで、本論文の翻訳をお約束することになったという事情を挙げておきたい。

第二に、実質的な理由として、憲法が国家のconstitutionであるのに対し、民法は社会のconstitutionであると言われることがあり^[4]、constitutionの概念について詳細な分析を加えた本論文の成果が民法の基礎理論に何らかの寄与をもたらすのではないかと考えられたからである。

第三に、本論文は、モンテスキュー、特にその著書『法の精神』を検討の素材としている。フランス民法典の起草委員ポルタリスがモンテスキューの影響を強く受けており、ポルタリスが執筆したとされる『民法典序論』においてモンテスキューの『法の精神』が随所に引用されていることは既に指摘されている^[5]。また、ポルタリスが旧制度下で弁護士として活躍していた時期に、訴訟趣意書において引用した文献の中にモンテスキューの『法の精神』が多く含まれていることや、民法典の立法理由書においても『法の精神』がしばしば引用されていることは、最近、訳者自身が別稿で指摘したとおりである^[6]。このように、フランス民法典、あるいはその起草委員ポルタリスが、モンテスキューの『法の精神』の影響の下にあることも、訳者が本論文を訳出してみようと考えた契機となった。

第四に、現在進行中の司法制度改革の基本理念として、司法制度改革審議会意見書は、「今般の司法制度改革は、これら諸々の改革を憲法によって立つ基本理念の一つである『法の支配』の下に有機的に結び合わせようとするもので

あり、まさに『この国のかたち』の再構築に関わる一連の諸改革の『最後のかたなめ』として位置づけられるべきものである^[7]と述べている。この理念は同審議会の中間報告の時から一貫して掲げられており^[8]、同審議会会長であった佐藤幸治教授がその理論的支柱であると思われる^[9]。佐藤教授は、「国のかたち」について、別の所で『『国のかたち』は故司馬遼太郎氏の言葉を借りていますが、要するにコンスティテューションのことなんですね。コンスティテューションというと日本ではすぐ憲法典を思い浮かべますが、本来国家の実際の姿・かたちがどうかという視点を含んだ言葉です』と敷衍している^[10]。司法制度改革の基本理念に対しては、法学者側からの批判も少なくないが^[11]、司法制度改革によって誕生した法科大学院の教員として、まさにその改革の渦中にある人間の一人として、改革の理念の中核をなすconstitutionの概念を再考するの必要を感じたことも、本論文訳出の重要な契機の一つとなった。

ところで、フランスの読者（それもフランス法制史、法思想史の研究者）には常識に属することでも、日本の読者には疎遠な事柄も、本論文には多く含まれている。そこで、原著者（ティエ助教授）の付した原注（（ ）で表記）のほかに、適宜訳注（[]で表記）を付した。また、原文には記されていなかった章節の番号を適宜補った。

もとより、フランス憲法史ないし憲法思想史は、前述のように訳者の専攻分野ではないことや、本論文においては、訳者の専攻とはさらに隔たりのある、言語学を用いた分析が多用されていることなどにより、訳者の気づかない誤訳を犯している可能性は否定できない。読者のご叱正をお願いしたい。

翻訳の機会を与えてくださり、その公表をご快諾いただいたティエ助教授とエクスマルセイユ大学出版局には重ね重ね感謝申し上げたい。しかし、ティエ助教授の講演後、本論文の翻訳をお約束したにもかかわらず、法科大学院の設置準備や授業準備等で多忙をきわめ、翻訳の公表が大幅に遅れてしまった。このことをティエ助教授にお詫びする次第である。

【序説】

ジャン・スタロバンスキー^[12]の言葉を信ずるならば、モンテスキューは、

「控え目に、不滅という館」に住んでいて、「平静で冷めた賛美」の対象となるであろう⁽¹⁾。確かに、モンテスキューは、生まれながらの貴族であり、ジュイイーのコレージュでオラトリオ会によって育成され^[13]、ボルドー高等法院 [Parlement] の部長評定官^[14] となり、飽くことを知らない読書家であると同時に好奇心の旺盛な旅行家であり、結局のところ、きわめて伝統的な啓蒙思想家・教養人・サロンの人・優れた論客・懐疑論哲学者であるように思われる。しかしながら、新展開に乏しい伝記⁽²⁾ というものとは反対に、モンテスキューは、当時の文学上の諸正典が望んだように、以下に示す大河的な表題の下に公刊された彼の主著を取り囲む公法学者と歴史学者に250年間つきまとい、彼らを分裂させつづけてきた。その主著とは、『法の精神、あるいは、諸法律が各政府の政体 [constitution] や諸習俗、風土、宗教、商業と有すべき関係、それに著者が、相続に関わるローマ諸法律及びフランスの諸法律、封建的諸法律に関する研究を付け加えたもの』⁽³⁾ である。もし、諸法律が「各政府の政体 [constitution]」と何らかの関係を有するのが当然であるならば、「近代公法の父」の称号を授与されたある著述家 [モンテスキュー] の著書における憲法 (国制) [constitution] の概念を検討することは正当であるように思われる⁽⁴⁾。

このような問題に取り組むことは、はじめに指摘すべきいくつかの困難を引き起こす。いささか意外なことだが、憲法 (国制) [constitution] という語 (辞項) [terme] ^[15] はモンテスキューの文体においてはあまり見られない語 (辞項) である。『ペルシャ人の手紙』にはほとんど見られず、『ローマ人盛衰原因論』にはただ一度だけ登場するにすぎない。彼の『わが随想』の中にこの語 (辞項) が何度か生起していること [occurrences] ^[16] を指摘することができるが、千頁を超える著作である『法の精神』の中では、この語 (辞項) は百回ほどしか用いられていない。憲法 (国制) はモンテスキュー以降の政治思想及び法思想における根本概念であるが、これは、ラ・ブレード男爵 [モンテスキュー] にとっても本当に根本概念であったのであろうか。とりわけ、モンテスキューとその息子によって作成された『法の精神』の索引を見て「コンスタンティヌス・ドゥカス (詐称者) [Constantin Ducas (le faux)]」の項目の次に「商事裁判所裁判官 [consuls]」の項目が置かれている (!)^[17] ことがわか

ったら、この問いが提出されなければならない。この概念 [constitution] は1748年にはまだほとんど操作概念とはなっていなかったが、当時進化 [évolution]^[18] のただなかにあったこの概念は、モンテスキューにその省察の手段を提供できていないように思われる。しかも、この概念の使用は、フランス君主制に関する公的な法律上の談話 [discours]^[19] において、依然として例外的なものにとどまっていた⁽⁵⁾。

これとは逆に、イギリスでは、国王と国会の間の紛争の一環として、内戦が、憲法（国制）に関する激しい議論のきっかけとなった。国王と国会の双方が、イギリス王国の古くからの国制 [constitution]（「王国の最古かつ本来の国制」）という表現を援用したが、この語（辞項） [constitution] を政治的な領域に導入したのは、イギリス君主制の混合的性格を国王が公式に（そして、あえて言うならば、軽率に）承認した1642年6月の「議会の19箇条の提案に対する国王（チャールズ1世）の回答 [Réponse du Roi [Charles Ier] aux XIX propositions du Parlement]」^[20] であり、この語（辞項） [constitution] は、最終的に名誉革命の時に、国家の基本法という意味のものとして認められるに至った。ジェームズ2世の退位と空位を確認した後で、仮国会として開かれた国会^[21] は、当時オランダ総督であったオレンジ公ウィリアムに助けを求めた。将来のウィリアム3世 [オレンジ公ウィリアム] は、1688年のイギリス国民に対する宣言の中で、「隷属状態と専制的な政府との拘束の下に置かれた国民の不幸や、イギリス政府の国制 [Constitution] 全てを覆しかねない暴力や無秩序に終止符を打つこと」を望んでいると宣言した⁽⁶⁾。また、ユグノーによる主要な仏英辞典であるアベル・ボワイエ^[22] の辞典が、1702年から、constitutionという語（辞項）の意味の中に「統治の形態」という意味を提示していることも、それほど驚くべきことではない⁽⁷⁾。

さらに、この語（辞項）の使用は、私が指摘してきたように、うわべだけの一貫性を示すことから程遠く、いくつものカテゴリーの談話を参照させる。したがって、言語学による回り道が有用であろう。ある概念において、その外延 [extension]^[23]、すなわち、その概念が適用される要素の数と、その内包 [compréhension]^[24]、すなわち、その概念の意味の領域の広がりとを区別す

ることができるように思われる⁽⁸⁾。そうすると、18世紀には、constitutionの概念は、なお極めて大きい外延を有していた。この概念は、(医学的、物理的、政治的あるいは法的な) 大いに異なった現実のものに適用されうるが、それゆえに、そこから内包を失う。この概念を政治的な領域で厳密な意味において定義することの困難がそこから生じる。さらに、モンテスキューは、『法の精神』において用いられている概念の大部分については大抵厳密であるが、この概念については明確な定義を与えていない。その時代の人として、彼はここでは、18世紀の政治思想、すなわち、厳密な理論構成を気にかける法学者よりも文学者によってよりいっそう支配された思想、を特徴づけている意味論 [sémantique]^[25] 的概念論的試行錯誤を反映させているにすぎない。意味論的見地からすれば、「国家 [Etat]」や「政治的法律 (あるいは政治的秩序) [loi (ou ordre) politique]」あるいはさらに「政体 [gouvernement]」といった表現は、特に近似しており、往々にして厳密に同義語 [synonymes]^[26] ですらあり、この語 (辞項) のあらゆる定義の試みをかき乱すことになる。かくして、この著作 (『法の精神』) の第一部においてほとんど用いられていない「政治的法律」という表現は、第二部には遍在することになり、実際、憲法 (国制) [constitution] という語 (辞項) の削除 [effacement]^[27] をもたらしている。

結局、このような概念の研究は、単に存在しない現実だけでなく、その時代の心性の点からも考えられないような現実を過去に投影することによって、時代錯誤的に振る舞う危険を冒すことになる。1653年のオリヴァー・クロムウェルの憲法^[28] のように、「書かれた」ありうる憲法の観念は、その理由で全く示唆的である。そこでは「統治の道具 (であって憲法 (国制) の道具ではないもの)」が問題となっているという事実以上に、イタリア人グレゴリオ・レティ^[29] あるいはF・ラグーネ^[30] やポール・ド・ラパン＝トワラ^[31] のような亡命者のように、イングランドの動乱の歴史を検討している初期の啓蒙歴史家たちは、この〔クロムウェルの憲法の〕テキスト [texte]^[32] を長々と論じたりはしない。彼らはそれを時折書き写すものの、法律上の革新とみなすことはない⁽⁹⁾。しかしながら、歴史家が、時代錯誤に陥る危険を冒しても、その時代の心性の中に客観的現実 (ここでは「憲法上の文書」) を表現することを尊重すべきで

あるとしても、そのような現実の系統 [généalogie] を把握することは、それでもなお可能である⁽¹⁰⁾。

憲法（国制）の概念の正確な理解に到達し、まさにそのことによって、その外延を把握するに至るために、語彙論の [lexicologique]^[33] 手続きに基づいて、モンテスキューの著作中のその〔憲法（国制）の概念の〕全ての生起を点検すべきである。それによって、一方では多義性 [polysémie]^[34] を、他方では使用の枠組みを解明することができる⁽¹¹⁾。しかしながら、方法論的見地からすれば、おそらく現実はもっと複雑なものであるのに、この手続きは、現実の縮写され、細分化された幻影を提示する危険性を示している。また、著者〔モンテスキュー〕が、啓蒙政治思想を特徴づけているように思われるこの概念上の変化 [mutation] にいかに関与しているかを知るために、この著作の精神や著者の公然非公然の手続を参照することも必要である⁽¹²⁾。もっと正確に言うと、モンテスキューは、憲法（国制）の概念が伝統的に中立的かつ「受動的 [passif]」な言語学的領域から外に出て、最終的に「社会の構造化のモデルという価値 [valeur]^[35] を伴って」政治の領域に投影され、かくして結局、法・政治的なある概念を形成するにいたる、この歴史的な時機を、申し分なく例を挙げて説明しているように思われる⁽¹³⁾。当惑させる意味論的事勿れ主義の背後に、実は概念上の深い変化が隠れているように思われる。そして、モンテスキューは、その反映であると同時に、その立役者の一人である。

第一に、この概念は、それが彼の同時代人によって当時取り上げられた古典的な語義を包含する、談話の伝統的な言語使用域 [registre]^[36] において用いられているように思われる（Ⅰ）。しかし、モンテスキューがあの有名な『法の精神』第11編において、排他的でない仕方でも、それによってconstitutionの語に新しい意味を吹き込む談話の第二の言語使用域が検討されるべきである。確かに、専制政治の不安とそれに由来する権力の制限の必要性とに直面したときに、モンテスキューは、あの有名な権力分立の理論によって答えた。この権力分立の理論は、憲法（国制）の新しい構想をもたらすに違いないように思われる（Ⅱ）。

したがって、ここでの問題は、アンシャン・レジーム期のフランスが憲法

(国制)を有していたか否かを知ることではない⁽¹⁴⁾。そのことについて、今日、歴史家の大部分の意見は一致しているのだが、問題は、モンテスキューにとってフランス的な憲法(国制)の構想がいかなるものであったかではなく、モンテスキューの著作において憲法(国制)という語(辞項)そのものの意味が何であるかである。このようなきわめて単純な問いに対し、一連の微妙な含みのある答えのみがもたらされるであろう。それらの答えは、最終的なものではなく、理論の首かせに閉じ込められず、それどころかしばしば暗示的で、ほぼ直観的に思われる思想の、回りくどい、著しく複雑な性格を示している。「考えさせる」のであって「読ませる」のではない、それが、事実、モンテスキューの野心的な構想であった。

I モンテスキューにおける憲法(国制)—伝統的に多義的な概念

憲法(国制)は、その最も一般的な語義 [acception]^[37]において、同時代の語彙 [vocabulaire]^[38]においてそうであるように、ある秩序の人為的な確立である(この語(辞項)の能動的(積極的)な側面)と同時に、自然に確立され、それによってある程度の一貫性を付与されたものの確認である(この語(辞項)の受動的(消極的)な側面)。

この多義性を明らかにし、見かけの術語学的流動性を止揚するために、憲法(国制)という語(辞項)の使用の網羅的な、そして可能なかぎりの類型論を確立するべきである。その後、モンテスキューが「国家の憲法(国制)」という表現によって言わんとすることについて論じるべきである。

1 類型論の試み

(1) constitution : 基本的秩序

非政治的な言語使用域において、constitutionは、構成、事物の自然の質、あるいは当事者の人為的な規定を意味している。例えば、環境の「風土の構成

[constitution]]⁽¹⁵⁾ や、民族（国民）の構成 [constitution] あるいは人間の構造 [constitution]⁽¹⁶⁾ が問題となるであろう。例えば、[モンテスキュー著『ペルシャ人の手紙』においては] ネシールへの手紙の中で、厳粛なユスバクは、リカが、「その体質 [constitution] の力、その若さ、及びその生まれもった快活さ」のおかげで並外れた健康を享受しているということを認めている⁽¹⁷⁾。

『法の精神』の中で、自然の法則を想起して、constitutionという語（辞項）をこの意味において用いた例は一つしかない。すなわち、「こう呼ばれるのは、それらがわれわれという存在の構造 [constitution] だけに由来するからである」⁽¹⁸⁾ という一文である。

（2）constitution：教理憲章（大勅書）『神の御独り子（ウニゲニトゥス）[Unigenitus]』

モンテスキューは、晩年、『Constitutionに関する覚書 [Mémoire sur la Constitution]]⁽¹⁹⁾ を書き、その中で、ケネル^[39] が『新約聖書に関する道徳的考察』の中で述べた命題に反論することを目指す教皇クレメンス11世^[40] の教理憲章（大勅書）『神の御独り子（ウニゲニトゥス）』^[41] に対して、微妙な含みのある立場を採用している。constitutionに付与された教理憲章（大勅書）『神の御独り子（ウニゲニトゥス）』という意味は、18世紀初頭の政治的著作において最もよく知られた意味であり、『「法の精神」の擁護』^[42] におけると同様に『文書集』において見いだされる唯一の意味である⁽²⁰⁾。[このように] 一般的な効力（射程）を有する規則という意味において理解されたconstitutionという語は、18世紀以降、しばしば、市民法（ローマ法）におけると同様に教会法（カノン法）においても用いられていた。

（3）constitution：一般的な効力（射程）を有する立法行為

constitutionをもはや霊的な権威ではなく世俗的な権威に由来する一般的な効力（射程）を有する立法行為として理解する事例は、『法の精神』において比較的よくみられる。この意味でのconstitutionは、かなり狭い歴史的な枠組みの中に閉じ込められて、ローマの諸皇帝の諸決定に用いられる一方で、特に、

蛮族やフランク族やサクソン族の王達の法令にも用いられる⁽²¹⁾。『法の精神』の中では、ハイメ1世^[43]のアラゴンの勅法 [constitution] あるいは皇帝フリードリッヒ^[44]によって制定されたナポリの憲法 [constitution] も参照されている⁽²²⁾。フルティエール^[45]とアカデミー・フランセーズの辞典において、constitutionという語(辞項)の使用は、単数形でも複数形でも取り上げられて、すでに『学説彙纂』において用いられていたように⁽²³⁾、法規を制定する行為を前提としている⁽²⁴⁾。この語(辞項)は、モンテスキューにおいて、特殊な政治的な副次的意味 [connotation]^[46]のない、歴史に時代を画する、ある固定的な価値を有している。この事実は、当時の法的な現実と関連して証明される。なぜなら、この語(辞項)は中世において、フランスにおいてもイギリスにおいても、(ヘンリー2世^[47]のクラレンドン制定法 [constitutions]^[48]のように)君主の権威の下で国王のいくつかの法律を意味するものとして用いられたのであるが、近代においては、もはや一定の諸制度(宗教的結社あるいはフリーメーソンの組織⁽²⁵⁾)に固有のルールを意味するものとしてしか用いられていないからである。

constitutionの観念のこの意味は、位置づけ、解釈するのに最も単純なものであり、モンテスキューによって取り上げられたこの観念の様々な意味の中で自律的な [autonome]^[49] 資料体 [corpus]^[50] を構成している。ここでは、モンテスキューは18世紀の法律学上の大概論 [grands traités]^[51] によって与えられた、よく用いられている定義を映し出させているだけである。ブリヨン^[52] やフェリエール^[53] あるいはギヨ^[54] の全書の様々な版は、実際、この観念に関して生じた論争を特に理解していないように思われる⁽²⁶⁾。フェリエールの法律辞典 [Dictionnaire de droit] のconstitutionの項目は、1775年の版には見られるが、1805年の再版本においては全く姿を消したということは、一層驚くべきことであろう⁽²⁷⁾。

(4) constitution : 基本的法律

「ヨーロッパのさまざまな王国の国制 [constitution] は、これらの王国が設立された当時の封地の現状に従っている。女子は、フランスの王権も帝国も相続しなかった。これ

ら二つの君主制の成立時には、女子は封地を相続することができなかったからである。しかし、ノルマン人の征服によって作られた王国……のように、封地の永代性の成立の後に成立した王国においては、女子は相続した。」⁽²⁸⁾

これは曖昧な例である。なぜなら、ここではconstitutionの観念が明示的な仕方、言葉の厳密な意味での基本的法律の観念、すなわち、ここでは王位継承に関する公法のルール、を指示している稀な場合の一つが問題となっているからである。すでに、16世紀初頭の作者不詳の著作である『サリカ法典大概論 [Grand Traité sur la loi salique]』において、「サリカ法典は王位に関する勅法 [constitutio regia] である」と述べられていた⁽²⁹⁾。しかし、この法律〔サリカ法典〕が問題となるとき、モンテスキューは、constitutionという語（辞項）を基本法という意味で用いず、私人間の相続を規律する「民事法律」の、フランスの王権の委譲を設計する「政治的法律」への変形 [transformation]^[55] の一例として捉えることのほうを好む⁽³⁰⁾。形式的な見地からすれば、術語 [terminologie]^[56] が変異する [varie]^[57] としても、にもかかわらず基本的なところでは、それは、国有財産と相続の秩序とを規律する上位規範が君主国には存在するというを確認する、純然たる正統性を示している⁽³¹⁾。しかも、そこに君主制と専制政治との間の基本的な差異が存する。ラ・ブレード男爵〔モンテスキュー〕は「国家の基本的法律のもとに生きる君公たちは、人民の心をも自分の心をも規律しうる何物ももたない専制君主たちよりいっそう幸福である」⁽³²⁾ と述べている。

しかしながら、あらゆる相続規範は、明示的な仕方、フランス王国に準拠せず、ロシアとポルトガルに準拠しており、モンテスキューによれば、それ自体において内在的な限界があった。すなわち、その限界とは人民の安寧であり、それは場合によっては基本的法律の廃止をもたらしうるものであった⁽³³⁾。ここで〔モンテスキューは〕自然法学派の立派な相続人であり、ルイ14世の治世の末期における基本的法律の三重の違反（1713年のユトレヒト条約^[58]による王位の不可処分性、正統な君主の問題、および、遺言による摂政顧問会議 [conseil de régence]^[59] の制度というより論争的な問題⁽³⁴⁾）を確かに記憶にとど

め、基本的法律の法的効力に関する相当の懐疑的態度を示している。それゆえ、本当にフランス王国の「基本的法律」であるように思われるのは、サリカ法典ではなく、「中間的、従属的そして依存的な諸権力」、すなわち貴族の存在と、高等法院を意味する有名な婉曲語法 [euphémisme]^[60]である「法律の保管所」の存在である⁽³⁵⁾。

(5) constitution : 基本的政治秩序

しかしながら、『法の精神』において、この語（辞項）は本質的に政治的な枠組みにおいて用いられている。すなわち、ここでは「国制 [constitution de l'Etat]」が問題となっている。貴族政に関する全く明快な一例だけを引用するならば、モンテスキューは次のように言及している。

「人々の資産がこれほど不平等なところでは、多くの徳が存在することは稀であろうから、法律はできるだけ節度の精神をもたらすことを目指し、そして、この国家の政体が必然的に奪い去る平等を回復することに努めなければならない」⁽³⁶⁾。

しかし、一定の、かつ厳密な慣用法 [usage]^[61]は問題とならず、術語論上のためらいが残る。例えば、モンテスキューが皮肉でなしに、プラトンによって立証された音楽の「国制」に対する影響に言及するとき、索引において「国家において本質的な事柄である音楽」が問題となっている⁽³⁷⁾。ルソーとは異なり、モンテスキューが国家と統治とを区別していないことを考慮すれば、constitutionは統治の形態をも意味しうる。例えば、君主制において、「法律はこの統治の構造（政体）[constitution]がもたらしうる全ての商業を優遇しなければならない」⁽³⁸⁾。同様に、モンテスキューがイタリア旅行中に会ったジョン・ロー^[62]は、「共和制の国制と君主制の国制」を誤解したために、その金融政策によって「国制を買い戻す」⁽³⁹⁾ことを望み、それによってフランスに専制主義を導入したことで非難された。『法の精神』の序文の言葉の一つは、このスコットランドの政治家の危険を伴う政策に適用されえたであろう。すなわち、

「私は、いかなる国であれ、その国に確立されているものを非難するために書くのでは

ない。いかなる国民も、この書物の中にそれぞれの格言の理由を見出すことであろう。そして、ここから当然に引き出される結論は、ある国家の国制全体にわたって天才的に洞察しうるほど幸運に生まれついた人達だけが、その改革を提案する資格があるということであろう。」⁽⁴⁰⁾

constitutionという語（辞項）について二つの副次的な使用がなされている。すなわち、一定の国家の制度に関する構造（トルコ、ドイツ、フランス、イギリス、ローマ、あるいはアテネの国制 [constitution]⁽⁴¹⁾）が問題となりうる。それと同様に、君主制と共和制の調和の取れた混合物である「連邦制 [constitution fédérative]⁽⁴²⁾」も、二度繰り返して問題となっている。この連邦制のモデルとしてスイスと、特にオランダ共和国が挙げられている。しかし、なおそこにおいて、その同義語は統治の同義語でありえた。

この類型論の終わりに、constitutionの観念の政治的側面が最終的に確立され、その結果、「国制 [constitution politique]」という形をとったこの語（辞項）の二つの用法を真の冗語法 [pléonasmes]⁽⁶³⁾ と見なすことが可能であるように思われる⁽⁴³⁾。

2 「国制 [constitution de l'Etat]」：アリストテレス学派の伝統の忠実な受遺者^[63a]、モンテスキュー

(1) ポリテイア [Politeia]、統治 [police]、国制 [constitution]

フルティエールの辞典によって提示された定義の一つは、モンテスキューが言わんとする「国制」に申し分なく適用されえた。すなわち、「秩序と配置、事物の配列」であるが、それが指示（指向）するもの [référence]⁽⁶⁴⁾ は、もはやフルティエールにおけるような占星術ではなく、国家、すなわち「法律が存在する社会」⁽⁴⁴⁾ である。

紀元前4世紀からアリストテレスによって提示されたようなconstitutionの構想がここで繰り返されるであろう。しかも、アリストテレスの政治に関する著作はモンテスキューの蔵書目録の中にある⁽⁴⁵⁾。しかし、ギリシャ語の

Politeia、あるいはラテン語のpolitia のconstitutionへの翻訳は、当時は考慮されなかった。(1310年代になされたピエール・ド・パリ [Pierre de Paris] の翻訳 (それは今日には伝わっていないが) を別にすれば) アリストテレスの著作のフランス語への最初の翻訳者であるニコル・オレーム^[65] は、『政治学の書 [Livre de Politiques]』と題する14世紀末のラテン語版から、「policie」の語を選好している⁽⁴⁶⁾。ヘレニストであるルイ・ル・ロワ^[66] が1568年に行った〔アリストテレスの『政治学』の〕有名な翻訳の中で、「共和制 [république]』と「統治 [police]』の語 (辞項) のみがこの文脈で用いられ、後者は次のような表現で定義されている。

「統治は行政官に関する都市国家の秩序であり、特に全ての者の主権者に関する秩序である。すなわち、全ての国家はその政府 (統治機構) から成る。もし、スイスの州 (カントン) やドイツのいくつもの自由都市から成る灰色の同盟や古くはアテネに関してそうだったように、統治が人民の手中にあるならば、それは人民 (民衆) 制と呼ばれる。統治がヴェネチアにおける貴族や、ジェノヴァにおける何らかの家族のような一定の人々の手中にあるならば、それは市会制と呼ばれる。もし、統治がただ一人の人の意思に依存しているならば、それは、フランスやスペイン、ポルトガル、イングランド、スコットランド、スウェーデン、ポーランドにおけるように、君主制と呼ばれる。」⁽⁴⁷⁾

しかも、レギウス [訳注: ルイ・ル・ロワのラテン名] のフランス語版に基づいてアダム・イスリップ [Adam Islip, ?- 1639] によって1598年になされたとされる同じ著作の最初にしてより遅れた英語への翻訳に関しても事情は同じである。そこにおいて、「国家 [commonwealth]』と「政策 [policy]』の語 (辞項) の使用によって意味論的選択 [choix]^[67] への反応が直接になされている⁽⁴⁸⁾。すでに引用された翻訳者たちとは異なり、何人かのアリストテレスの注釈者たちは、ポリテイア [politeia] の観念の中に、constitutionと呼ぶのが適当なものを見ている。例えば、17世紀末にイギリスに亡命していたサン＝テヴルモン^[68] は、アリストテレスの『政治学』を称賛して、次のように述べている。「国家のさまざまな国制を決定するのは賢人のような人、慎重な人、学識経験のある人である」⁽⁴⁹⁾。したがって、ポリテイアというアリストテレス学

派的見地においてconstitutionという語（辞項）を使用することは、たとえ、それが依然として例外的なものであったとしても、真の意味で新しいことではなかった。

この統治 [police] という概念は、特に興味深いものである。中世末期以降、フランス王国の王令やボダン^[69]、オットマン^[70]、パキエ^[71]のようにさまざまな思想家の著作において、それは、確かに、国家の基本的構造という意味と、君主から出て、社会生活の多かれ少なかれ限られた領域に適用される法規範の総体という意味の二重の意味を持っている⁽⁵⁰⁾。すでに確認されたこの術語論的慣性の完全な表現。モンテスキューは、この二つの談話の言語使用域において、なおこの語（辞項）を用いている。したがって、彼は例外的な仕方、統治 [police] という語（辞項）を国家の制度的な形態という、その伝統的な、しかし既に廃れた意味にしたがって用いている。

「ローマの政体は君主制と貴族制と民衆制の混合であったから、ローマの政体は欠陥があるとみなした人々がいる。しかし、ある政体の完全性は、政治学の書物にある統治 [police] の種類の一つに頼ることにあるのではなく、全ての立法者が持つべき見方（それは人民の栄華あるいは人民の幸福である）に依ることにある。」⁽⁵¹⁾

しかし、大抵の場合、彼は、policeという語（辞項）を、民事的諸法律とは別のものであるが、民事的諸法律のより広い枠組みの中に統合される王国の内的な、日常的な（モンテスキューによれば「時々刻々の」）秩序を保障する法規範の総体を意味するものとして用いている。それは、1608年にロワゾー^[72]によってその著書『領主権概論 [Traicté des seigneuries]』の中でこの語（辞項）に与えられた理論的方針変更に従ったものである。

「警察権 [police] の行使においては、処罰するのは法律よりもむしろ行政官である。犯罪の裁判においては、処罰するのは行政官よりもむしろ法律である。警察 [police] 事件は時々刻々に起こる事柄であり、そこでは通常、些細なことしか問題にならない。したがって、方式はほとんど必要でない。警察の活動は迅速であり、それは毎日生ずる事柄に及ぶ。・・・警察は法律よりもむしろ規則をもつのである。警察に属する者は絶えず行政官の監視の下にある。」⁽⁵²⁾

(2) アリストテレス、ニュートン、モンテスキュー

モンテスキューは、アリストテレスによって確立された統治の形態の類型論にほとんど忠実でないように見えるが、モンテスキューは、アリストテレスからその方法論的手続、特にアリストテレスの国民の概念を借用しているように思われる。『政治学』の第三巻において、ポリテイア [politeia] は確かに、「実際、国家のさまざまな行政官の組織化、特に至高の権力を持つ行政官の組織化が政府であり、すなわち国制〔ポリティア〕である」⁽⁵³⁾と定義されている。アリストテレスにならって、モンテスキューは、constitutionがその産物であると同時に原因でもあるところの社会の「構成要素を総体性の観念がそこにおいて統合し媒介する、ある有機体説的な見方を通じて」⁽⁵⁴⁾、このことを考察している。例えば次のように。

「君主政体は、専制政体に対して一つの大きな長所をもっている。ここには、その本性上、国制 [constitution] に基づくいくつかの身分層が君公の下に存在しているから、国家はより安定的であり、国制もより堅固であり、統治者の一身もより安全である。」⁽⁵⁵⁾

17世紀には、現在叙述されているようなconstitutionという語（辞項）は、ほとんど用いられていなかったとしても、それは、「秩序」という語（辞項）を相当句（等価物）[équivalent]として有していた。ロワゾーやカルダン・ル・ブレ^[73]のような一定の法律家によれば、アリストテレス学派的見地から常に、王国は、上位の不可侵の規範の総体によって支配されているとされ、その規範の総体の基礎には、国民（政治的共同体）に秩序と調和を与えた一定の諸価値が横たわっている⁽⁵⁶⁾。モンテスキューにとっても同様に、国家の国制 [constitution] は、先験的に、ある内的な一貫性と、理解し、発見すべき固有の論理とを有している。デカルトによって提示された思弁的方法あるいは仮説演繹的方法を無視して、ただ、観察、すなわち、ニュートンが1687年に出版された『プリンキピア [Principia]』^[74]においてその理論家となった経験的かつ綿密な分析にのみ頼ることは、国家の基本的な構造を解読することを可能にするであろう⁽⁵⁷⁾。モンテスキュー著『古今の地球自然史草案 [Projet d'une histoire physique de la terre ancienne et moderne]』において、モンテ

スキューは、特に「土壌の性質と大気の組成に到来した急激な変化」を研究することを意図している。そのような認識論的手続は、「天才の一撃で、全ての国家の政体」⁽⁵⁸⁾を洞察しえて、国家の中の諸変化を考察しえた立法者に当てはまる。理性を備えたものとして、人間は物質界も人間界も司る複雑な諸規範を知りうるし、知るべきである。この二つの知識の領域が同類の諸規範に従っている限り、これらは同類の方法によって研究されうる。

モンテスキューが、人体の有機体としての隠喩を無視して政治的現実を叙述しているとしても⁽⁵⁹⁾、力学的物理学やさらにそのうえ数理物理学の術語は、政府が「いくつもの数の和」⁽⁶⁰⁾になぞらえられるとき、逆に遍在し、それは、この現実には体系的な側面を与えることをめざす。節度ある政府を確立するために、「もろもろの権力を結合し、それらを調整し、緩和し、活動させなければならない。いわば、一つの権力に底荷（バラスト）をつけ、もう一つの権力に対抗できる状態にしなければならない。[結局、あるシステムを作らなければならない]」⁽⁶¹⁾。「専制政体の変動」⁽⁶²⁾が問題となる。君主政体における徳の欠如の主張から生じた論争に終止符を打つために、モンテスキューは、少々当惑させる時計に関する力学的な隠喩を用いて、徳は、共和制においては「ばね」であるのに対し、この形態の政府においては一つの「歯車」にすぎないと説明している⁽⁶³⁾。このことは、君主政体における名誉の原理が分析されるとき、より明確になる。

「君主政体は、すべての物体をたえず中心から遠ざける力とそれらを中心へ連れ戻す重力とが存在する宇宙の体系のようなものであると言えよう。名誉は国家のあらゆる部分を運動させ、その作用自体によってそれらを結合する。そして、各人はそれぞれみずからの個人的利益に向かっていると信じながら、共同の善に向かっているといたことが生ずるのである。」⁽⁶⁴⁾

モンテスキューはその『文書集 [Spicilège]』において、次のような言葉でニュートンの思想を要約した。「重力は常に中心を目指し、重さのある物体はそれ自身によって運動する」⁽⁶⁵⁾。

『法の精神』の冒頭の数編の構成は、立法者の行為と各政体の原理の間の関

係を明らかにする、ほとんど強迫的な意思に立脚している。

「法律と原理とのこの関係は、政体のあらゆるばねを引っ張り、原理もまたそこから新しい力を受ける。同様に、物理的運動においても作用が常に反作用を伴うのである」⁽⁶⁶⁾。

この見地から、専制は、物理学における、弾性も張力もない不活性な物体と同等のもののみなされうる。恐怖は、その無に帰せしめる効力によって、ほとんど国家を動かすことはできない。ただ君主の意思だけが政治的共同体に生命を授ける。この意思が表示されない限り、全てが崩壊する。たとえ、ある種の悲観論によって、モンテスキューがこのような現実が変わらないことの確認を余儀なくされたとしても、この政府の形態〔専制〕は異常な、ほとんど人間の本性と相いれないものとなる⁽⁶⁷⁾。この政府の形態は、単純で画一的で活気に乏しい形をしており、複雑かつ活動的な形をなす節度ある政府に対置される。したがって、モンテスキューが逆にイギリスに魅せられたということは、この見地から当然である。モンテスキューは、この国民（イギリス人）をほとんど平和的なものと紹介しているのだが、そのイギリス人に出版の自由があったり、あるいは党派的分裂が認められたりすることは、モンテスキューによれば、イギリス人の生来、決して満たされず、反抗的な性格によって強化された政治的共同体の活力によるものである。同様に、この場合、制度的かつ非社会学的な見地からすれば、立法権と執行権と司法権は「休止または無活動の状態になることがあろう。しかし、これらの権力は事物の必然的な運動によって進行を強制されるので、協調して進行せざるをえないであろう」⁽⁶⁸⁾。したがって、イギリスの制度を形容するために、モンテスキューによって用いられた「極端な政治的自由」という表現 [expression]^[75] が、大部分の注釈者がしているように、これらの制度から彼が作成したばかりのあまりにも美化された表を相対化するために、その比喩的な、そしてそれによって多少軽蔑的 [péjoratif]^[76] かつ過剰な意味においてのみ理解されるべきであるということは明白ではない。本来の意味において、この表現は、イギリスの諸制度を推進する、独特であるが必要なこの推進力を表現することを可能にするものである。

しかしながら、政治的な事柄に関するこの「物理学的」アプローチは、一つ

の説明の方法にすぎないのであって、その政治的な事柄の確立に達する手段ではない。したがって、モンテスキューによれば政治的な領域の概念を、ニュートンが科学的領域において創始したように、力と反力の単純な力学的体系に還元することは行き過ぎである。もし、政治的秩序が法律に従っている故に合理的であるというのであれば、それは『法の精神』第1編において述べられた、やはり道理に適ったより上位の諸原理に従っているからである。

「私はいくつか原理を立てた。すると、個々の場合がいわばおのずからこれらの原理に従うことがわかった。あらゆる国民の歴史は、いずれもこれらの原理から出てくる結果に過ぎず、個々の法律は、それぞれ他の一つの法律と結合しているか、あるいはまた、他の一つのより一般的な法律に依存していることがわかった。」⁽⁶⁹⁾

この関係は、自然的法律の超越的、絶対的性格と、実定的法律の相対性との間の緊張の中に表現されている。モンテスキューは確かに、公準として、「実定的法律に先立って、まず衡平の諸関係が存在し、これらを実定的法律が確立する」⁽⁷⁰⁾と提言している。人間が神によって確立された不変の諸法律によって支配されているとしても、人間はそれ自身、その固有の弱さを持っている。

「しかしながら、知的世界が自然的世界と同じくらい十分に支配されるなどということはない。というのは、前者にも、その本性上、等しく不変の諸法律があるが、自然的世界がその諸法律に従うようには恒常的にそれらに従っているのではないからである。その理由は、個々の知的存在は、その本性上、有限であり、それゆえに誤りを犯しやすいということにある。他方、彼らは自分自身で行動するのが本性である。」⁽⁷¹⁾

憲法（国制）は記述的価値を有し、尊重しなければならない一連の複雑な諸関係によって動かされる即自的存在とみなされる客観的データであるように思われる。

憲法（国制）の客観的かつ中立的な側面、それ自身何らかの規範的価値を付与されていない現実、外部的諸要因に合った色合いを帯びているという事実。憲法（国制）がここで「諸権力の諸関係の結晶化」⁽⁷²⁾、諸規範と諸関係の総体を示していることを考慮すれば、国家を構造化したモンテスキューの術語を再

び用いるならば、憲法（国制）は固定化されえない。一つの法律によって導入される単純な変化は、ある国民の社会的政治的均衡を根本的に修正しうる。モンテスキューの著作中に遍在するこの思想は、彼の『わが随想』の一節において、次のように比喻に富んだ仕方ですべて述べられている。

「民事諸法律におけるある小さな変化は、しばしば憲法（国制）における変化をもたらす。これは小さいように思われるが、莫大な結果をもたらす。例えば、納税額の変化による、国家のある部分の権力の他のある部分への移転がそれである。

4つの車輪を持つ荷車は、車輪が3つでも、あるいは2つでも動かすことができる。しかし、その場合は別な風に車輪を並べなければならない。」⁽⁷³⁾

この政治的共同体（国民）の必然的な変化（配置転換）はその改良の証拠だとは考えられず、その健康のしるし〔記号 [signe]^[77]〕だと考えられる。というのは、政治的な事柄の厳密に漸進的な展開は問題となっていないからである。

「国家は、ある憲法（国制）から他の憲法（国制）へのごく緩慢な移行において、それらの国制のいずれにおけるよりも、いっそう繁栄することが多い。その時こそ、政体の全てのばねは緊張し、全ての市民は自負を持ち、人は攻撃し合い、あるいは愛撫し合う。そして、衰退する憲法（国制）を擁護する者と、それに勝る憲法（国制）を主張する者との間に高貴な競争心が生じる。」⁽⁷⁴⁾

同時代の思想家たちのように、モンテスキューは、憲法（国制）について、意思主義的・実証的構想は持っていないように思われる。この仮説は、モンテスキューが『ペルシャ人の手紙』の一節において相当な皮肉を込めて拒絶したが⁽⁷⁵⁾、『法の精神』の中では言外に匂わされて [sous-entendu]^[78] 存在している契約主義的な見地の枠組みにおいてのみ生じうるものであろう。確かに、「自然的独立」から「政治的法律」に対する服従への移行と、「財産の自然的な共有制」から「民事的法律」に対する服従への移行⁽⁷⁶⁾とが想起されるが、それらはモンテスキューの省察とは異質なものとどまっている。憲法も、アメリカの革命家によって考察されたような、あるいは憲法制定議会における論議の際に考察されたような、国民の意思から生じた政治的秩序を創立する法令で

はない。しかしながら、モンテスキューは一度だけ、法律による新しい政治的社会的秩序を確立し、企画し、創設する行為として理解された憲法について言及している。リュクルゴス^[79]あるいはロムルス^[80]によって保証されたような土地の平等主義的な分配は、次の二つの場合においてのみ可能であった。すなわち、共和制の樹立の場合、あるいは既に腐敗した共和制の根本的で必要な改革の場合である。そして、モンテスキューは次のように結論している。

「立法者がこのような分割を行う場合、それを維持するための諸法律を制定しないならば、彼は一時的な憲法を作るにすぎない。諸法律の禁止しなかった側面から不平等が入り込み、共和国は滅びるであろう。」⁽⁷⁷⁾

しかしながら、モンテスキューの複雑な思想を複雑なままに包括的に理解することがいかに困難かを例証している、この幾分面食らわせる例にもかかわらず、憲法は厳密に法的な構造ではなく、生きていて、活発な組織（有機体）の政治的表現に結びつきうる。そのような組織については立法者はほとんど影響力を持たない。憲法は、決して硬直的でなく、複数の物理的社会的法的諸現象の複雑な相互作用の表現である一連の決定論によって調整される⁽⁷⁸⁾。それは一つの事実状態であり、全ての政治的共同体に固有の調和を乱す危険を冒しても、知っているべきであり、かつ尊重すべきである上位の現実である。

「土地の平等な分割はすべての民主制の国々で確立できるわけではない。このような措置が実行不能で危険でもあり、また、憲法と衝突しさえする場合がある。」⁽⁷⁹⁾

しかし、モンテスキューは、パーク^[81]の場合や反革命的思想におけるように、憲法を、超越的な、上位の永続的な自然的秩序（その正統性は歴史の中に見いだされた）に合致したものとする絶対的な性格を憲法に付与するところまでは行かない⁽⁸⁰⁾。人間の介入に応じて、あるいは社会的現実の変化に応じて、明白かつ修正可能な現実が問題となっている。ルイ11世^[81a]の治世以後の王の「賢明な」法律顧問の影響に対する狡猾で皮肉な批評の中で、彼は次のようなことを確認している。

「ヨーロッパのある大国の裁判所は、数世紀前から、領主の領地裁判権及び教会の裁判

権に絶えず打撃を加えている。われわれはあれほど賢明な役人たちを非難するつもりはない。しかし、その憲法（国制）がどの点まで変えられうるかは断定しないでおう。」⁽⁸¹⁾

この憲法（国制）の相対性は、歴史的に、統治の諸原理の作用、すなわち、国家の形態に関する制度的力学の形式によって表現されている。諸原理の変化だけが、それ自身によって非常に大きく修正されうる憲法（国制）の腐敗をもたらす。彼の省察の対象は、ある固有の価値を有する一定の統治形態を確立ないし回復する手段ではなく、ある憲法（国制）を、その原理、すなわちある国民を駆り立てる一般的精神と適合させることを可能にする手段である。

「国家は二つの仕方に変化する。すなわち、その憲法（国制）が矯正されるか、憲法（国制）が腐敗するかによってである。もし、国家がその諸原理を保持して、憲法（国制）が変化するならば、それは憲法（国制）が矯正されるということである。憲法（国制）が変わるときに国家がその諸原理を失うならば、それは憲法（国制）が腐敗するということである。」⁽⁸²⁾

しかし、この「国家の憲法（国制）」の分析は、1787年に大西洋の向こう〔米国〕で確立され、その後1791年にフランスで確立された、「憲法（国制）の法的、理念的、相対的概念に達するための諸条件」をモンテスキューがいかにして、正当に定めることができたかについて、何も示すものではない。したがって、モンテスキューはアリストテレスのいくぶん不忠実な受遺者ではなかったであろうか。

II 憲法（国制）の概念の変化に向かって

『法の精神』における相当数の矛盾あるいは進化の存在は、例えば、中庸な政体とそうでない政体との区別の、『法の精神』第2編において確立された君主制、貴族制、専制の類型論との重なりによって、しばしば指摘された。「君主制の形式のもとでの共和制」、中国の政体のような帝国の枠組みの中での専制と君主制の複合的な混合物、と定義されたイギリスの政体の性質も、同様に

論争を免れない。さらに、『法の精神』第1部において描写された君主制は、『法の精神』第11編において述べられた君主制と非常に異なっている。

諸権力の分配という基本的な思想に基づいて、憲法（国制）の概念のいくぶん異なった構想が見られるのは、まさしくこの『法の精神』第11編（「憲法（国制）との関係において政治的自由を形成する法律について」）においてである。ウォルポール^[82]時代の墮落したイギリスは、ベア・ド・ミュラー^[83]の『フランス人とイギリス人に関する手紙 [”Lettres sur les Français et les Anglais”]』（1725年）やヴォルテールの『哲学書簡 [”Lettres philosophiques”]』（1733年）^[84]、あるいはルブラン神父^[85]の『イギリスに関する手紙 [”Lettres sur l'Angleterre”]』（1745年）にもかかわらず、啓蒙政治思想においては依然として大いに無視されているが、それでもローマの歴史と同様に、モンテスキューにその省察の二つのモデルを提供することになった。

文法的な見地からすれば、この書物〔『法の精神』〕において遍在している憲法（国制）という語（辞項）は、ある面では、形容詞や名詞の補語がそれに連結して、その意味を明確にすることなしに、しばしば単独で用いられる。しかし、概念の急激な変化はどの点でも問題とはならず、この語（辞項）の意味と用法 [emploi]^[86]における方向の変更と明確さが問題となる。憲法（国制）が、現在では諸権力の分配の社会的政治的枠組みとして理解されうるものであるならば、モンテスキューは、憲法（国制）を政治的自由の一つの条件にすることによって、自由な省察の中心に憲法（国制）を決定的に書き込もうとするであろう。

1 憲法（国制）—諸権力の分配の社会的政治的枠組み—

（1）憲法（国制）—権力分立と混合政体—

1734年当時、モンテスキューはイギリス憲法に関する章〔『法の精神』第11編第6章〕をほとんど書き上げていたが、同年に出版された『ローマ人盛衰原因論』において、憲法（国制）という語（辞項）の特に明快な使用はただ一度しかなされていない。すなわち、

「ローマの政体は、その誕生以来、その憲法（国制）が、人民の精神によって、あるいは元老院の権力によって、あるいは一定の行政官の権威によって、あらゆる権力の濫用が常に矯正されるようなものであったという点で、見事なものである。」⁽⁸⁴⁾

新しい憲法（国制）の構想となるべきものの独特の暗示：そこにおいて諸権力の分配がなされる政治的社会的秩序。この諸権力の分配は自然的で生来のものであって、人為的なものではない。というのは、この諸権力の分配は、特にルソーの場合のように、主権を有する人民の意思の表示の結果ではないからである。もう一度アリストテレスを引用すると、アリストテレスは、憲法（国制）を「諸権力の分配の方法と国家における主権の性質とを決定する、都市国家における諸権力の編成」と定義している⁽⁸⁵⁾。ハリントン⁽⁸⁷⁾は、既にその著書『オセアナ共和国』[“*Oceana*”]において、古代共和制には元老院と人民という二つの「立法秩序」と、「諸法律を執行する」義務を負担していた一つの「司法秩序」があったことに気づいていた⁽⁸⁶⁾。何年か後に、ロックは国家の中にある三つの機能（立法権、執行権、連合権）をはっきりと定義したが、これは組織上の類型の区別には到達しない全く理論的な概念化であった。というのは、後の二つの機能は君主の手中にまとめられるべきものであったからである⁽⁸⁷⁾。

しかし、モンテスキューが三つの機能を区別することだけでなく、これらの機能がさまざまな機関に帰属する方法を説明することにも没頭していたことを考慮すれば、そこから論理的に新しい憲法（国制）の構想が生じる。したがって、憲法（国制）は理論的（三つの機能）であると同時にそこにおいて諸権力の関係が決定される組織的あるいは制度的な枠組みとなる。もはや、国家の一般的構造だけではなく、さまざまな機関への三つの権力（立法権、執行権、司法権）の複雑な分配を確立することを目指す規範の総体が問題となっている⁽⁸⁸⁾。[[『法の精神』の] 第11編の「ローマ」に関するいくつかの章は、ミシェル・バリドン [Michel Barridon] が「ポリュビオス⁽⁸⁸⁾的なホイッグ主義」と巧妙に名付けた思潮⁽⁸⁹⁾の中にモンテスキューを組み入れることを可能にしているが、ローマ憲法（国制）史と同一視される。というのは、政体（君主制、共和制、専制）におけるどの変化も、諸権力の分配の変化を通じて考察されているから

である。例えば、ローマでは、

「憲法（国制）はセルウィウス・トゥリウス^[89]の下で変化した。元老院は彼の選挙に全く関与しなかった。彼は人民に自分を王と宣言させた。彼は民事裁判を捨て、刑事裁判だけを留保した。彼はすべての事件を人民に直接付議した。彼は人民のために税を軽減し、全ての重荷を貴族に課した。このようにして、彼は王権と元老院の権力を弱めたのに応じて、人民の権力を増大させた。」⁽⁹⁰⁾

この憲法（国制）の概念の説明は、憲法（国制）に著しく相対的な性格を与える。憲法（国制）は、それ以降、三権の分配のあらかじめ決定された判断基準による変化の対象となる。憲法（国制）という、人間の自由にとって本質的に危険な権力を制限することを可能にする繊細な機構（装置）は、諸権力の関係を表現する「鎖」であり、それを壊す危険に服すべき、政治的社会的緊張・均衡である。

「騎士は、もはや人民を元老院に結び付けていたあの中産階級ではなくなった。そして憲法（国制）の鎖は断ち切られたのである。」⁽⁹¹⁾

憲法（国制）というものの形態は、それ以降もはやその内容及び作用、すなわち、一定の客観的なルールに従う作用と切り離すことができない。例として、イギリスにおいて、立法府は永続的なものではなく、自発的に結集するものではなく、あるいはさらに軍隊を自由に使うこともない。執行権（行政府）は、その拒否権によってのみ、税金の徴収について決定を下したり、立法権に関与したりすることができるであろう。私が述べたように、モンテスキューにおいては、憲法（国制）の観念が、制裁を伴った規範として理解された法現象の観念を含んでいないとしても、憲法（国制）の観念は、入れ子式の人形のように互いにはめ込まれる三つの根本規範を含んでいる限りにおいて、それ〔＝法現象の観念〕に似ている。中心に、諸権力の非併合という第一原理がある。この諸権力の併合は、それ以降専制の同義語となった。次に、諸権力の一定の分配がある。これは、フランスのような穏健な政体と、政治的自由が「極端な」イギリスの政体とを区別することを可能にするであろう。最後に、自律的である

が相互依存的な三権の間の均衡がある。三権の間には、君主の独立あるいは立法権の権威のように位階制的な関係を確立する意思はない。三権の各々が、単に他の二つの権力の侵害から保護されうただけでなければならない。これらの異なった機関の間の、厳密に法的というよりも、むしろおそらく本質的に音楽的な、この「調和」を乱してはならないのは、立法者だけの役目である。

イギリスの例だけから諸権力の分配の理論を再構築しようと努めるのは、おそらく間違っていた。イギリスにおける諸権力の分配の同時代性と複雑さが、諸権力の分配の理論に独特の魅力を与えているとしても、それはこの種のものとして唯一のものではない。古代の、あるいはフランク族のいくつかの例が諸権力の分配の他の様式を例証しており、『法の精神』第11編は、一定の発牛論的な手続にもかかわらず、固有の一貫性を有する全体を構成している。すでに言及された諸機関と諸作用の間の関係は、諸権力の併合の例である、トルコやヴェネツィアのような近代諸国家、王が立法作用と執行作用を保持しているが、裁判作用は保持していない（それは高等法院に帰属する）フランスにのみ適用可能である。しかし、王と貴族と人民が立法権に関与していたイギリスにおいて、この区別が最も明白に生じていたのは当然である。

「したがって、我々の述べている政体の基本的な憲法（国制）は次の通りである。その立法府は二つの部分から成り、相互的な抑止権能によって一方が他方を抑制するであろう。両者は共に執行権によって拘束され、執行権自体も立法権によって拘束されるであろう。これら三つの権力は、休止または無活動の状態になることがあろう。しかし、これらの権力は事物の必然的な運動によって進行を強制されるので、協調して進行せざるをえないであろう。」⁽⁹²⁾

逆に、古代の諸制度において、複数の機関の間の作用の体系化の試みははるかに曖昧である。ホメロスの時代のギリシャにおいては、王と人民にのみ言及されている。ローマ共和政においては、執行権は元老院（安定した要素）、執政官（選挙による要素）、人民（幾人かの将官の任命の時に）を結合している。このことは、民事においても刑事においても、「人民、元老院、行政官、一定の裁判官に与えられた」裁判権については一層明白である。それゆえ、

「ローマにおいて、人民は立法権の最大の部分と、執行権の一部と、裁判権の一部を有していたので、それは、他の権力によって均衡を取る必要のある一大権力であった。確かに、元老院は執行権の一部を有していたし、立法権のある部門を有していたが、それは人民と均衡を取るには十分でなかった。元老院が裁判権に関与することが必要であった。そして、裁判官が元老院議員の間から選出されていた時には、元老院は裁判権に関与していた。」⁽⁹³⁾

憲法（国制）が、諸権力の分配がなされる政治的枠組みを規定するとしても、それは一定の社会的身分の産物でもある。社会的身分と政治的身分は緊密に結ばれている⁽⁹⁴⁾。確かに、モンテスキューは、制度的身分と社会的身分を決して明確に区別してはいない。このことは、「議会における王」あるいはゴート族の政体（ゴシック政体）⁽⁹⁰⁾の形式をとって、混合政体の古いポリュピオスのモデルの再生によって説明される。「偶然によって作られることが稀で、慎重さだけによって作られることも稀な立法の傑作」である穏健な政体は、支配者と被支配者の間に締結された合意の結果ではなく、歴史の単なる遺産でもなく、三権の間の余儀ない均衡を維持する規範の総体である。憲法（国制）は、諸権力の巧妙な「結合」であり、繊細に油をさされた、決して硬直的でない、非常に複雑な装置である。そして、憲法（国制）は「社会的集団の位階制的な包括ではなく、装置の連関」を獲得することを可能にするであろう⁽⁹⁶⁾。イギリスでは、王は、その阻止する権能により、貴族は、「規制する権力」として、「国家の一般意思の表示」である立法機能に協力する。この「国家の一般意思」は、元来一団となった人民に帰属し、人民がその代表者によって表明するものである⁽⁹⁷⁾。モンテスキューが代議制の政体の理論家として述べているように、「自由な国家においては、自由な魂をもつと見なされる全ての人間が自分自身によって支配されるべきであるから、人民が一団となって立法権を持つべきであろう。しかし、それは強大な諸国家では不可能であり、弱小諸国家では多くの不都合を被るから、人民は、自分自身ではなしえないことを全て、その代表者を通じて行わなければならない」⁽⁹⁸⁾。貴族階級の要素である貴族は、そのようなものとして、すなわち、社会的集団の要素として、立法権に関与する。モンテ

スキューは、ここでは、君主が有し、かつ1714年には行使していた、一定の人物を王国の大貴族（重臣）、すなわち「基本的国制の一部を成す高官たち」⁽⁹⁹⁾の地位につけるという権利⁽⁹¹⁾を見事に無視している。そのような特権を想起させることは、一方では貴族の立法権の正統性を変質させ、他方では諸権力の非混同（非併合）の原理を損なうことになったであろう。ローマの王政の時代に、王は選挙によって選ばれたが、王位継承は元老院によって決定された。

「その国制は君主制的で、貴族的で、民衆的であった。そして、権力はそのようによく調和していたので、初期の治世の下では、妬みも争いも見られなかった。」⁽¹⁰⁰⁾

『法の精神』第11編において、モンテスキューは、自己の立論を補強するために、古代や近代の幾人かの著述家（古代については、キケロ、プルタルコス、あるいはハリカルナッソスのディオニュシオス⁽⁹²⁾、近代については特にイギリスの共和主義者で1683年の「ホイッグ党」事件の犠牲者であったシドニー⁽⁹³⁾）の権威を援用している。逆に、二人の思想家だけは明白に批判されている。すなわち、一人はジェームズ・ハリントンであり、彼はその著書『オセアナ共和国』において、イギリスの自由の恩恵に気づくことができず、むしろ、（モンテスキューのきわめて美しい警句によれば）ビザンティウムの岸を目の前にしてカルケドンを建設することのほうを愛好した⁽⁹⁴⁾。もう一人は特にアリストテレスである⁽¹⁰¹⁾。ところで、このアリストテレスの批判的検討は、形式的な判断基準によれば、憲法（国制）の概念の新しい定義の観点に含まれている。まず最初に、いくらか不当な仕方、彼は、アリストテレスが立憲君主制の観念を考察しなかったことを非難している。すなわち、

「アリストテレスが君主制を論ずる際の当惑が明らかに見える。彼は五種類の君主制を設定していた。彼はそれらを憲法（国制）の形態によって区別するのではなく、君主の美德や悪徳のような偶然的な事柄によるか、あるいは僭主制の篡奪や僭主制の継承のような異常な事柄によって区別している。」⁽¹⁰²⁾

『政治学』の著者〔アリストテレス〕に対して向けられた第二の批判についても同様である。今回は、『政治学』の著者は、自身の理想的な制度の建設に

において、君主制の要素を無視したとして非難されている。すなわち、

「君主の真の務めは裁判官を設けることであって、彼自ら裁判することではないということが、まだ見いだされていなかった。これに反する政治は、一人統治を耐えがたいものにした。これらのすべての王は追い出された。ギリシャ人は、一人統治における三権の真の分配を決して考えつかなかった。彼らは数人の統治においてのみ、それを考えついた。そして、彼らはこの種の国制をポリティアと呼んだのである。」⁽¹⁰³⁾

この文章の末尾において、注dが確かに『政治学』第4編第8章を参照させている。この章は、例の政体すなわち、混合政体、寡頭制と民主制の混合物を主題としており、君主制の要素は故意に取り除かれている。確かに、『法の精神』第11編の中心命題は、何度も繰り返される次の定型表現の中に要約されるものであった。すなわち、「一人統治における三権の分配」である⁽¹⁰⁴⁾。政治的自由は、結局のところ、君主制においてのみ保障されうる。というのは、「執行権は君主の手中に置かれるべきであるからである」⁽¹⁰⁵⁾。

(2) 「憲法（国制）[constitution]」と「政体（統治）[gouvernement]」の区別の草案

二つの点が明確にされるに値する。一方では、とりわけ、この憲法（国制）の概念の新しい使用法に、あまりにも絶対的な性格を与えるべきではない。というのは、術語論上のためらいがなお大きいからである。かくしてゴート族の政体（ゴシック政体）は、人民と貴族、聖職者、王の間の権力の均衡を完全に保障することができたが、それは封建的な三等分の古い図式の永続であり、『法の精神』第11編における全身分会議の唯一の暗示であるが、「最良の種類の政体〔であって最良の種類の国制ではない〕」⁽¹⁰⁶⁾である。同様に、同書第11編第12章は、「ローマの諸王の政体について、そして、そこにおいて三権はどのように分配されたか」と題されている。この意味における引用を積み重ねることは可能である。

他方、憲法（国制）の概念に関するこの説明だけが、以下の叙述においてモンテスキューによって確立された「政体 [gouvernement]」と「憲法（国制）」

[constitution]」の間の区別を考察することを可能にする。そして、以下の叙述は、第1部において考慮された諸定義の一つが採用されるならば、何ら意味を持たなくなる⁽¹⁰⁷⁾。しかも、幾人かの同時代人たちが、既にこの二つの語（辞項）の非常に近代的な定義を提示することに打ち込んでいた。かくして、ルソー以前に、ラ・ボーム^[95]という無名の文学者（後世は宗教的寛容を求める彼の闘争とヴォルテールとの激しい論争しか記憶していない）がいたが、彼は憲法（国制）を次のように定義していた。

「いくつかの理性の諸原理に基づいて確立され、公共の一定の対象に向けられ、それに従って人民が統治されることを望み、あるいは統治されることに同意したところの、法律及び慣習の総体」。

きわめて近代的な仕方、彼は政体を次のように理解した。

「最高官及び下級の官吏が、その指揮監督 [direction] 及び影響の下で、公の事柄の管理において保持している指揮監督 [conduite] の特別の秩序」⁽¹⁰⁸⁾。

モンテスキューにとって、この区別は確かにはるかに不鮮明である。しかし、モンテスキューは何度もこの二つの語（辞項）を同一の文章の中で用いている。したがって、叙述を一貫性のないものにする危険を冒すことになる以上、この二つは同義語ではありえない。上記の二つの抜粋のいずれにおいても、政体は、執行権ではなく国家の総称的形態を指示している。それに対して、憲法（国制）は、政体の中における権力の分配を指示している。まず第一に、モンテスキューは、君主制時代のローマを想起して、貴族の一族が大きな特権を有していたこと、その特権は、ひとたび王が失脚したらただちに平民によって異議を唱えられた特権であったことに言及している。

「これらの異議申立は、政体を弱めることなく、憲法（国制）に打撃を与えた。というのは、官職者がその権威を保持していさえすれば、官職者がどの一族であるかはどうでもよいことであったからである。」⁽¹⁰⁹⁾

同様に、モンテスキューは、大いに論理的な推論によって、共和制ローマに

とって、征服された属州にその憲法（国制）、あるいはより正確にいえばその憲法（国制）の形態を移し替えることが不可能であることを確認している。

「征服する共和国が自己の政体を伝え、征服された国家を自己の憲法（国制）の形態に従って支配することはほとんどできない。事実、共和国が統治するために派遣した役人は、文民と軍事に関する執行権を有しているが、彼は立法権をも有することが必要である。というのは、彼がいなければ誰が法律を作るのか。彼は裁判権をも有することが必要である。というのは、彼から独立して誰が裁判を行うであろうか。したがって、共和国が派遣する総督は、ローマの属州においてそうであったように、これらの三権を有していなければならない。」⁽¹¹⁰⁾

イギリス社会のために割かれた章は、オレンジ公ウィリアムの篡奪を正当化した名誉革命に言及している。一種の「民主制」を樹立しようとしたクロムウェルの試みに反して、統治の形態は1688年には変化しなかった。というのは、君主制の原理が維持されたからである。この想起は次のような表現でなされている。

「基本的法律の違反の際に論争が生じ、何らかの外国の勢力が登場したとしよう。そのとき、革命が生じるであろうが、この革命は統治の形態をも憲法（国制）をも変更しないであろう。というのは、自由が形成する革命は、自由の確認にすぎないからである。」⁽¹¹¹⁾

グラックス兄弟の政治を想起するときに、憲法（国制）という語（辞項）の曖昧性が再び見いだされる。彼ら〔グラックス兄弟〕が元老院と人民との間の均衡を崩し、元老院から裁判権を奪ったとき、「そこから無限の害悪が生じた。対立に熱中して憲法（国制）がほとんどなかった時代に、憲法（国制）が変化した」⁽¹¹²⁾。この語（辞項）の第一の使用法は、国家内の権力の分配を指示しているように思われるが、第二の使用法は、国家の総称的形態を直視している。

したがって、モンテスキューは、イギリスとローマの例やアリストテレスの批判的読解から、権力の分配という基準に基づいた憲法（国制）の新しい構想を練り上げたが、それは政治的自由を保障するという特別の究極目的をも有していた。

2 政治的自由の条件としての憲法（国制）

しかも、モンテスキューは、ある意味論的派生語によって、憲法（国制）の概念に、権力の分配から想起される手段によって、同様に新しい究極目的を付与し、市民の政治的自由を保障して、この憲法（国制）の概念の内容を充実させるであろう。権力は、それ自身の中に、存在論的に、それに対して用心しなければならない危険を有している。君主制であろうと共和制であろうと、いかなる形態の政体も個人の自由を保障することはできない。

「権力を行使する全ての人は、それを濫用する傾向があるということは不変の経験である。彼はその限界を見いだすところまで行く。（中略）権力が濫用されえないために、事物の配置によって、権力が権力を抑止することが必要である。憲法（国制）というものは、誰も法律が義務づけていないことをするように強制されず、法律が許していることをしないように強制されないというようなものでありうる。」⁽¹¹³⁾

この興味を引く文章は、その性質による定義ではなく、その究極目的による定義として、（統治の単純な形態というここでの意味において）憲法（国制）の定義の最上のものに迫るものであった。共和制時代の古代ローマとイギリスは、政治的自由の近代的定義の最適な二面であり、最適な二つの場所であるように思われる。すなわち、穏健で均衡のとれた権力である。ローマ人の歴史、そしてタキトゥスの講義のおかげでフランク族の歴史も、その伝統的な考察の範囲は18世紀中には政治地理学にまで広がり、それも教訓に富んでいる。政治的な親英主義が、それまで閉じ込められていたプロテスタントの避難所からゆっくりと外に出たのに、モンテスキューは、そのイギリスへの賛辞によって、彼の同時代人に新たな考察の場を与えた。近代イギリスの同時代性は、それ以後、過ぎ去ったローマ共和制の教訓を堅固にすることになるであろう。

「ローマの諸法律は、賢明に、公権力を、互いに支え合い、抑止し合い、緩和し合う多くの官職者に分割した。そして、彼らは限られた権力しか有していなかったので、各市民はその権力を手に入れることができた。」⁽¹¹⁴⁾

〔ローマ共和制の〕貴族と平民の分割に、イギリスの貴族と人民の分割がこ

だまを返している。これは、立法権が、トリブス民会の中で人民の手中にのみ集められた時に、「自由の熱狂」となった。ローマ共和制時代に、人民の立法権は、一方では監察官によって「規制され」、他方では独裁官の創設によって「制限された」。

かくして、モンテスキューは、政治的自由の技師のような態度をとっている。確かに、モンテスキューは、立憲君主制の枠内での高等法院のかつての特権への郷愁に満ちているが、権力の現実の新しい定義を提供することによって、商業によって特徴付けられた新しい時代の到来に直面して明晰でもある。権力の分配は、観念的な（形而上学的な）原理であることから遠く離れて、政治的な必要性という単純な理論的確認に基づいている。この政治的な必要性は、後に、1789年の人権宣言第16条^[96]におけるその有名な確立のように、自由主義的思潮のなかで教義の価値をもつようになるであろう⁽¹¹⁵⁾。この意味で、モンテスキューは、ボダンとホッブスに対抗して、「主権の不可分性とその行使の単一性」と「主権を持たない多数の権威によるこの権力の行使」とを分離するこの自由主義的な思想傾向を有している⁽¹¹⁶⁾。

しかしながら、この自由の条件は排他的ではない。というのは、政治的自由の側に市民の安全の思想が重ねられることになるからである。『法の世界』第11編（憲法（国制）との関連での政治的自由）と同第12編（市民との関連での政治的自由）は、最終的に自由主義的政治思想のパラダイムを限定するこの書物の中の一編を構成しているからである。すなわち、保護された市民のための穏健な政体。

「憲法（国制）は自由であるが市民は全く自由ではないということが起こるかもしれない。市民は自由であるが、憲法（国制）は自由ではないということもありうる。これらの場合において、憲法（国制）は法律上は自由であるが事実上は自由ではなく、市民は事実上は自由であるが法律上は自由ではないであろう。」⁽¹¹⁷⁾

モンテスキューが、政治的な事柄の相対性について鋭敏な理論家の態度をしばしば取っているとしても、彼は政治的自由の容赦しない理論家にも変わりうる。あらゆる古代あるいは現代の国家に三権が存在することを彼が確認すると

しても、その分配は、一定の原理（イギリスはその理念型であるが、イギリスだけには限定されない）に従っているに違いない。イギリスのために割かれた二つの章において、それ以後は啓蒙思想の政治物理学の新しい実験室となったイギリスは、確かに、この国家を、確かに超時的（時代を超越した）だが虚構ではない枠組みの中に記載する条件法 [conditionnel]⁹⁷⁾（現在の永遠）に頼ることによって、特定の言語使用域によって叙述される。ハリントンの『オセアナ共和国』に対する彼〔モンテスキュー〕の批評が例証しているように、ユートピア（理想郷）、どこにもない場所は問題となっていない。『法の精神』において、イギリスの憲法（国制）（第11編第6章）とイギリスの政治的現実（第19編第27章）は、それに対する擁護が1748年にはなお十分に少数派にとどまり、かつ危険であったが、抽象の形式、しかも波瀾に富んだイギリスの歴史あるいはイギリスの諸制度への特定の指示（参照）が欠如していることによって強化された印象の形式によって現実感を失っているように思われる。制度上の「この美しいシステム」が「森の中で発見された」ことを単純に肯定することによって、モンテスキューは、歴史の重みを否定し、ただイギリスの現実のみを導入する。

したがって、イギリスの諸制度は、確かに理想化された明白な現実を確認するものであると同時に、上位の自律的かつ絶対的な諸原理を確認するものである。「正しい」憲法（国制）と呼ぶことができるか、それとも「逸脱した」憲法（国制）と呼ぶことができるかは、もはや、アリストテレスの時代におけるように、統治者の数や、統治者の意図という判断基準だけによって決定されるのではなく、権力の集中の程度によって決定される。ホメロスの君主制の時代に、これらの三権は当時「悪く分配されて」いた。というのは、王がその手中に、執行権と裁判権を集めており、そのことは王を恐ろしいものになしえたからである。しかし、当時人民の手中に立法権はなかったので、人民は「立法から身を守ることができなかった」。同様に、同じ第11編において、彼〔モンテスキュー〕は同時代のさまざまな君主制を考察し、次のことを確認している。

「三権は、そこにおいて、われわれがすでに述べた憲法（国制）〔イギリスの憲法（国制）〕にならって分配され、かつ融合されているわけではない。三権はそれぞれ独自の分配を有

し、それにしたがって、それらは多かれ少なかれ政治的自由に接近している。そして、もしそれらが政治的自由に近づかないならば、君主制は専制に墮落するであろう。」⁽¹¹⁹⁾

この憲法（国制）という語（辞項）の最後の使用法によって、モンテスキューがどの点まで、憲法（国制）の概念そのものを、例えば、1766年3月3日の鞭打ちの会議 [séance de la Flagellation]^[98] において述べられたような、あるいは1770年に大法官モープー^[99] によって述べられたような、フランスの君主制の伝統と両立しえないものとしていなかったかが問題となりうる⁽¹²⁰⁾。事実、モンテスキューは、この統治の形態〔フランス君主制〕を専制と同一視している。より正確に言えば、専制、すなわち権力の厳格な融合は、彼にとって典型的制度であると同時に、その地理的な実例がトルコであるような政治的モデルであり⁽¹²¹⁾、ルイ11世以降のフランス君主制を動かしている歴史的力学である。18世紀中葉において、二重の運動が起こった。君主制の伝統的な基本的法律は、もはやその上位のかつ不可侵の法律という役割を果たすことができず、啓蒙政治思想家たちによるありとあらゆる攻撃の対象となる⁽¹²²⁾。同時に、モンテスキューは、これらの基本的法律そのものと全く異なる、憲法（国制）の新しい定義を確立している。憲法（国制）の近代的かつ自由主義的な観念は、実際、君主制的絶対主義の原理に対抗して、あるいはより正確に言えば、権力の悪い分配に対抗して、構築された。

モンテスキューは、単に憲法（国制）の概念を明確化しただけではなく、その適用範囲と究極目的を変えた。『法の精神』第11編の末尾は、この点について完全に明快に述べている。すなわち、

「私は、われわれの知っている全ての穏健な政体において、三権の分配がどうであるかを探究し、それによって三権のそれぞれが享受しうる自由の程度を計算したい。」⁽¹²³⁾

イギリスの制度的モデルとフランス君主制の絶対主義的派生物の批判的検討とから、モンテスキューは、絶対的な原理を引き出すことができたが、この原理は18世紀の後半に大いに議論され、フランス革命の下で正しいものと認められた。この原理の起源の一部であるイギリス憲法という、この憲法（国制）の

新しい構想は、全ての形態の政治的制度に適用しうる、絶対的で普遍的な性格を有している。

以上に素描したのが、モンテスキューにおける憲法（国制）の概念の曖昧性である。当時の意味論的ためらいの曇った鏡として、『法の精神』は、しかしながら、この概念の変化における本質的な段階の一つを構成している。それがそうであるところのものとして、一つの現実、一つの確立された政治的秩序の単純な確認として理解された「国家（あるいは統治）の国制」から、それがそうであるべきところのものとして、すなわち、政治的自由を保障するための権力の公正な分配として理解された「憲法（国制）」への、決して厳密には根拠付けられていない微妙な推移が起こった。この自由の観念への準拠によって、モンテスキューは、さらにこの概念に「好意的な」語義、すなわち、ポリテイアという語（辞項）を通じてギリシャ思想の中に既に彼が有していた正電荷（陽電荷）を再び与えた⁽¹²⁴⁾。今日では忘れられている革命期のジャーナリストであるニコラ・ド・ボンヌヴィル^[100]は、この語（辞項）に関して、威厳あるラ・ブレード男爵〔＝モンテスキュー〕の節度の精神とは対照的な文体で次のように書くことができるであろう。

「覚醒し、狂信によって陥れられた不確実と悲惨の状態から脱出しようとする国民にとって、憲法（国制）という、この有益な語、神聖な語が含んでいる主要な思想をよく理解することが重要である。

この語は、よく理解されたのであれ、不十分に理解されたのであれ、人類の運命に驚異的な影響を及ぼすに違いない。」⁽¹²⁵⁾

この概念は、それ自身の中に、ラ・ブレード男爵〔＝モンテスキュー〕の思想を十分に特徴づけるもの、すなわち、法律のプリズムを通じて、人事百般の多様性、すなわち混沌を把握し、それにある一貫性を与える意思と、心から離れない自由の問題から出発して、この同じ多様性に基づいて、ある価値判断を行う意思との間の取り去れない緊張、を有している。

モンテスキューが、憲法（国制）の概念の意味と用法をかなり変えたように

思われるとしても、その意味が明確にされたのは、ようやく18世紀後半になってからであるにすぎない。近代自然法思潮（及び特にヴァッテル^[101]）とともに、そして、1776年の独立宣言から1787年の連邦憲法の採択までのアメリカ革命の結果として、基本的＝秩序法律と憲法（国制）＝自由という二つの構想は、最終的に同一の語（辞項）の中にいわば合流するであろう。したがって、憲法（国制）の単に政治的な構想に、憲法制定権力の概念において理論づけられ、書かれた証書の形式で表明された、モンテスキューの思想に欠けている法的次元がさらに付け加わるようになるであろう⁽¹²⁶⁾。

道徳的あるいは政治的な原理である「徳 [vertu]」に関する〔『法の精神』の〕はしがきの叙述は、モンテスキューの著作〔『法の精神』〕全体において繰り返され、モンテスキューの著作〔『法の精神』〕全体に適用しうるものであり、そのことによって、この概念に関するモンテスキューの思想の正当な理解に達することがいかに困難であるかを例証するものとなりうる。すなわち、

「私は新しい観念を持った。そのために、新しい言葉を見いだすか、あるいは古い言葉に新しい語義を付与するかしなければならなかった。」⁽¹²⁷⁾

【補遺】

1 『法の精神』における"constitution"という語（辞項）のさまざまな生起の類型論

(1) "Constitution"＝政治的な意味を含まないもの

第1編：1回

(2) "Constitution"＝教理憲章（大勅書）『神の御独り子（ウニゲニトウス）』[Bulle Unigenitus]

0回

(3) "Constitution"＝法律、命令〔オルドナンス〕

第5編：2回 第7編：1回 第12編：3回 第15編：1回

第21編：1回 第28編：13回 第29編：1回 第30編：4回

第31編：13回

- (4) "Constitution politique [政治的体制]"、"Constitution de [ou d'un, ou de cet] l'Etat [(ある、あるいは、この) 国家の国制]"あるいは"Constitution du [ou de ce] gouvernement [(この) 統治の体制]"

序：1回 第2編：1回 第3編：2回 第4編：1回
第5編：2回 第6編：2回 第7編：1回 第11編：3回
第21編：1回 第24編：1回 第25編：2回

- (5) 政治的語義においてのみ用いられた"Constitution"

第1編：1回 第2編：6回 第3編：3回 第4編：2回
第5編：6回 第7編：2回 第8編：2回 第9編：3回
第10編：1回 第11編：29回 第12編：7回 第15編：1回
第19編：4回 第20編：2回 第22編：2回 第23編：2回
第27編：1回 第29編：2回 第31編：3回

2 モンテスキューのその他の著作における"constitution"という語 (辞項)のさまざまな生起の類型論

- (1) "Constitution"＝教理憲章 (大勅書)『神の御独り子 (ウニゲニトゥス)』 [Bulle Unigenitus]

- *Lettres persanes* [『ペルシャ人の手紙』] (1721)：5回 (第24信及び第101信)
- *Défense de l'Esprit des lois* [『法の精神の擁護』]：1回
- *Carnets de Voyages* [『旅行日誌』]：5回
- *Spicilège* [『文書集』]：2回

(2) "Constitution"＝法律、命令〔オルドナンス〕

- *Lettres persanes* 〔『ペルシャ人の手紙』〕 (1721) : 1回 (第100信)
- *Carnets de Voyages* 〔『旅行日誌』〕 : 2回

(3) "Constitution"＝政治的な意味を含まないもの

- *Projet d'une histoire physique de la terre* 〔『古今の地球自然史草案』〕 (1719) : 1回
- *Observations sur l'histoire naturelle* 〔『自然史に関する観察』〕 (1721) : 1回
- *Lettres persanes* 〔『ペルシャ人の手紙』〕 (1721) : 2回 (第26信及び第75信)
- *Essai sur les causes qui peuvent affecter les esprits et les caractères* 〔『精神と性格に影響を与えうる原因についての試論』〕 : 3回

(4) "Constitution de l'Etat〔国家の憲法（国制）〕"あるいは"Constitution de l'Empire〔帝国の憲法（国制）〕"あるいは"Constitution du Gouvernement〔統治の体制〕"

- *Lettres persanes* 〔『ペルシャ人の手紙』〕 : 1回 (第145信)
- *Réflexions sur les habitants de Rome* 〔『ローマの住民に関する考察』〕 : 2回

(5) 政治的語義においてのみ用いられた"Constitution"

- *Discours prononcé à la rentrée du Parlement de Bordeaux* 〔『ボルドー高等法院開会の際の講演』〕 (1725) : 1回
- *Considérations sur les causes de la grandeur des Romains* 〔『ローマ人盛衰原因論』〕 (1734) : 1回

原注

- (1) Jean Starobinski, *Montesquieu*, 1953, Paris, Seuil, 1987, p. 9 [邦訳:ジャン・スタロバンスキー (古賀英三郎・高橋 誠訳) 『モンテスキュー その生涯と思想』(法政大学出版局、1993年)13頁] .
- (2) シャクルトン [訳注—Robert Shackleton, 1919-1986. オックスフォード大学ブレースノーズ・カレッジの上級専任教員を経て同大学教授 (フランス文学専攻)。英国学士院会員。大英帝国3等勲章、レジオン・ドヌール5等勲章を受勲。] の以後古典的なものとなった著作 [R. Shackleton, *Montesquieu, A critical biography*, Oxford U. P., 1961] 以来、ラ・ブレード男爵 [モンテスキュー] の伝記は、特にキングストン [訳注—Rebecca Kingston. トロント大学助教授 (政治学専攻)] による彼の1714年から1726年までのボルドー高等法院における司法官としての活動の研究 [R. Kingston, *Montesquieu and the Parlement of Bordeaux*, Genève, Droz, 1996] によって一新された。
- (3) 1748年及び1749年の版による。[本稿で用いる] 略号一覧:LP (*Lettres Persanes* [『ペルシャ人の手紙』 [訳注—なお、本翻訳において、モンテスキュー (大岩 誠訳) 『ペルシア人の手紙 (上・下)』(岩波文庫、1950年、1951年)を参照した]), 1721), CR (*Considérations sur les causes de la grandeur des Romains et de leur décadence* [『ローマ人盛衰原因論』 [訳注—なお、本翻訳において、モンテスキュー (井上幸治訳) 「ローマ盛衰原因論」井上幸治責任編集『世界の名著 28 モンテスキュー』(中央公論社、1972年) 225～350頁を参照した]), 1734), EDL (*l'Esprit des lois* [『法の精神』 [訳注—なお、本翻訳において、モンテスキュー (野田良之・稲本洋之助・上原行雄・田中治男・三辺博之・横田地弘訳) 『法の精神 (上・中・下)』(岩波文庫、1989年)を参照した]), 1748), P. (*Pensées* [『わが随想』])。すべての出典指示はプレイアード [la Pléiade] 版 (*Oeuvres complètes*, 2 vol., texte présenté et annoté par R. Caillois, Paris, Gallimard, 1949-1951 [以下、O. C. と表記]) を参照のこと。私は『法の精神』のJ・ブレート・ド・ラ・グレッセ [J. Brethe de la Gressaye] [訳注—元ボルドー大学法学部教授。比較民法専攻。] による版 (4 vol., Paris, Société Les Belles Lettres. 1950-1961) も参照した。
- (4) J. Brethe de la Gressaye, “Montesquieu fondateur du droit public moderne”, dans *Mélanges en l'honneur de M. Stassinopoulos*, Paris, L. G. D. J, 1974, p. 347-362.
- (5) この表現が初めて用いられたのは、1723年4月25日の国王宣言においてである。その二年前、1721年3月1日に、パリ高等法院は若きルイ15世に以下のような言葉で建言を行った。「あなたの誉れ高き前任者である故国王は、大貴族の身分に関する事件は血縁関係を理由に移送されるべきではない、なぜなら、国家の憲法 [constitution] によって、その審理は法律上当然に高等法院に帰属するからだと裁決を下しました。」(Flammermont, t. I, p. 146, cité par W. Schmale, “Les parlements et le terme de constitution au XVIII^{ème} siècle en France : une introduction”, *Il pensiero politico*, 20, 1987.)
- (6) “We may prevent all those miseries which must need follow upon the nation’s being kept under arbitrary government and slavery, and that all the violences and disorders, which may have overturned the whole Constitution of the English Government” (William’s declaration, 30 sept. 1688 in *The Eighteenth-Century*

- Constitution. 1688-1815*, ed. by E. Neuvill Williams, Cambridge T. P., 1960, p.16). 英米法系における憲法（国制）の近代的概念の生成については、J. W. Gough, *L'idée de loi fondamentale dans l'histoire constitutionnelle anglaise*, Paris, PUF, coll. "Léviathan", 1992 及び G. Stourzh, "Changing Meanings of the Term from the Early Seventeenth to the late Eighteenth Century", in *Conceptual Change and the Constitution*, edited by T. Ball and J. G. A. Pocock, U. P. Kansas Press, 1988, p. 35-54 を参照。
- (7) A. Boyer, *Dictionnaire royal françois-anglais*, 1702, v° "Constitution" (anglais) t. II, p. 363 et v° "Constitution" (français) t. I, p. 326. 1727年、1768年、1780年の版も参照すること。
- (8) この古くからある区別は、特に、F. Brunot, *La pensée et la langue. Méthode, principe et plan d'une théorie nouvelle du langage appliquée au français*, Paris, Masson, 1922, p. 135によって確立された。
- (9) G. Leti, *La vie d'Olivier Cromwell* (1694), 2 vol., Amsterdam, chez Henri Desbordes, 1696 ; F. Ragueneau, *Histoire d'Olivier Cromwell*, Paris, 1691 et P. de Rapin-Thoyras, *Histoire d'Angleterre*, La Haye, Rogissart, t. IX, 1727.
- (10) S・リアル [訳注—Stéphane Rials, 1951-。メッス大学法学部、カン大学法学部各教授を経てパリ第二大学法学部教授（政治哲学、法哲学、法制史専攻）] の次の研究を参照すべきである：S. Rials, "Aux origines du constitutionnalisme écrit. Réflexions en marge d'un projet constitutionnel de la Ligue (1588)", *Revue d'Histoire des Facultés de Droit et de la science juridique*, 1989, 8, p. 189-204. ジェノヴァ共和国の司法官であるシンディカトリ [Sindicatori] の例によって、成文憲法による立憲主義の生成に関するこの極めて鋭い分析を補充することが可能である。シンディカトリは、1363年に、ジェノヴァ共和国に、公的諸制度の作用を決定する書かれた「憲法（国制）[constitution]」と同一視しうる諸法を付与して、この都市国家〔ジェノヴァ共和国〕の総督〔ドージェ〕に「憲法（国制）改革 [réforme constitutionnelle]」を命じた (R. Ferrante, *La difesa della legalità : I sindacatori delle Repubblica di Genova*, Giappichelli, Torino, 1995 ; compte-rendu de J. -L. Mestre dans *Tijdschrift voor Rechtsgeschiedenis*, LXV, 1997, p. 527-528) .
- (11) この点検の結果は補遺〔後掲〕で再現される。
- (12) 憲法（国制）の近代的概念の生成は多くの著作の対象となった。特に、M. Valensise, "La constitution française", dans *The French Revolution and the Creation of Modern Political Culture*, t. I *The Political Culture of the Old Regime*, edited by K. M. Baker, Oxford, Pergamon Press, 1987, p. 441-467 ; W. Schmale, "Constitution, Constitutionnel", dans *Handbuch politisch-sozialer Grundbegriffe in Frankreich 1680-1820*, Oldenbourg, 12, p. 31-63 ; P. Comanducci, "Ordre ou norme ? Quelques idées de constitution au XVIIIème siècle", dans *1789 et l'invention de la constitution*, sous la dir. de M. Troper et L. Jaume, Paris, L. G. D. J., 1994, p. 23-43 ; O. Beaud, *La puissance de l'Etat*, Paris, PUF, coll. "Léviathan", 1996, p. 204-207 ; F. Furet et R. Halevi, *La monarchie républicaine. La constitution de 1791*, Paris, Fayard, 1996, p. 15-40 を参照。この概念の理論的な定義のために、膨大な文献の中で、憲法（国制）の

観念をテーマとして行われた1961年の政治哲学に関する国際的研究集会の報告書を参照することができるだろう。この研究集会には特に、R・カピタン〔訳注―ルネ・カピタン〔René Capitant, 1901-1970〕は、著名なフランス民法学者アンリ・カピタン〔Henri Capitant, 1865-1937〕の子息で、憲法学者であるとともに、ドゴール派の領袖として文部大臣、国民議会立法委員会議長等を歴任した。1957～1960年に、財団法人日仏会館フランス学長として滞日し、日仏法学会の創設者の一人となった。〕やS・ホフマン〔S. Hoffman〕、P・バステイド〔訳注―Paul Bastid, 1892-1974. リヨン大学法学部、パリ大学法学部教授、国民議会議員、商業大臣を歴任。レジスタンス活動において重要な役割を演じた。主著：“*Sieyès et sa pensée*”, 1939; “*Doctrines et institutions politiques de la seconde République*”, 1945; “*Les Institutions politiques de la monarchie parlementaire française*”, 1954.〕、M・アイゼンマン〔M. Eisenmann〕が参加しており、その報告書は、P・アルノー〔P. Arnaud〕によって刊行された雑誌、*Politique. Revue internationale des doctrines et des institutions*, 15, 1961, p. 294-308 において公表されている。

- (13) この研究は、私がB・ビアンコット〔B. Biancotto〕及びO・トロザン〔訳注―Olivier Tholozan. エクス＝マルセイユ第三大学法学部助教授（法制史専攻）。主著“*L’Anti-absolutisme aristocratique légitimé par l’histoire*”, Aix-en-Provence, 1999.〕とともに“*Variations sur les concepts juridico-politiques en histoire*”, *Revue de la Recherche Juridique*, 1996- 4, p. 1085-1099 (引用はp. 1089) で行った最初の理論的反映の適用となる。
- (14) 近代黎明期の「国家の公法」の研究に関しては、A. Rigaudière, “*Pratique politique et droit public dans la France des XIVème et XVème siècles*”, *Archives de philosophie de droit*, 41, 1997, p. 83-114、特にp. 96-100 (「憲法〔constitutio〕と権力の合憲性付与〔constitutionnalisation〕」)を参照。J. -L. Harouel et alii, *Histoire des institutions de l’époque franque à la Révolution*, Paris, PUF, coll. “*Droit Fondamental*”, 1993, p. 420 et s. をも参照。かくして、P・シュール〔訳注―Philippe Sueur, 1946-. パリ第十三大学法学部教授。同法学部長。ローマ法・公法史専攻。ヴァル＝ドワーズ県議会議員、イル＝ド＝フランス州議会議員。〕は「公式の憲法秩序〔ordre constitutionnel〕」と「非公式の憲法秩序」とを区別している(*Histoire du droit public français, XV- XVIIIème siècles*, Paris, PUF, coll. “*Themis*”, 1989, t. I, p. 115-116)。反対説として、D. Richet, *La France moderne, l’esprit des institutions*, Paris, Flammarion, 1973, p. 37-59.
- (15) *Projet d’une histoire physique de la terre*, 1719, (O. C., t. I, p. 21) et P. 1952, (t. I, p. 1473).
- (16) *Essai sur les causes qui peuvent affecter les esprits et les caractères*, O. C., t. II, p. 39 [邦訳：三辺博之訳「精神および性格に影響をおよぼす原因についての試論」立正大学経済学季報22巻1・2合併号132～153頁].
- (17) *LP*(XXVII), t. I, p. 171.
- (18) *EDL*, I, 2, p. 235.
- (19) O. C., t. II, p. 1217-1221.
- (20) *LP*, lettres XXIV (O. C., t. I, p. 166), *Défense de l’Esprit des lois* (O. C., t. II, p. 1134).
- (21) *EDL*, XXVIII, 2, p. 794 (ロタール〔Lothaire〕1世の勅法〔constitution〕); XXVIII, 12,

- p. 806 (ペパン [ピピン] [Pépin] の勅法 [constitution]), etc. 実際、一例だけを挙げると、クロタール [Clothaire] 2世 (584-629) の勅令 [édit] の条文は次のような言葉で始まっていた: "Incipit actuum vel constitutionem incltyi principis Clothacharii regis" (「ここに名高い君主クロタールの王令 [ordonnance] あるいは勅法 [constitution] が始まる」) (J. -P. Brunterch, *Le Moyen ge (V- XI éme siècles)*, Archives de la France, Paris, Fayard, 1994, t. I, p. 152-155からの引用による)。
- (22) 1228年、1231年、1234年のハイメ1世の勅法への言及がなされている (EDL, XXI, 20, note b, p. 639 et VII, 5, note a, p. 338)。同様に、フリードリッヒのナポリの憲法は瀆聖罪 (EDL, XII, 8, note a, p. 439) と不敬罪 (EDL, XII, 30, note e, p. 457) の罪質の決定に関するアルカディウス帝とホノリウス帝の法律を手直しした。この語義から推定されるその性格は微妙な含みを持っているにちがいない。というのは、彼の旅行日誌において、サルディニア王の「新勅法 [nouvelles constitutions]」は貴族に不利なものであったということが確認されるからである (O. C., t. I, p. 614)。
- (23) Pomp., D. 1, 3, 5.
- (24) Furetière, *Dictionnaire universel*, La Haye et Rotterdam, 1690, t. I, v^o "constitution", non num. 定期金や年金あるいは官職株の設定 [constitution] に関する裁判実務において、この制定行為が見いだされる。モンテスキューは、それが「地上定期金または設定定期金」を想起させるとき、これを間接的に用いている (EDL, VI, 1, p. 308)。
- (25) 一例を挙げると、モンテスキューがその構成員であったフリーメーソン・イギリス本部は、1723年に、*The Constitutions of the Free-Masons containing the History, Charges, Regulations &c. of that most Ancient and Right Worshipful*, London Printed by William Hunter を出版したが、この書物は1736年にフランス語に翻訳された (私は、J・クーチュラ [Coutura] によって刊行されたこの翻訳の復刻版である *Le Parfait maçon. Les débuts de la maçonnerie française*, P. U. de Saint-Etienne, 1994, p. 229-246を参照した)。これらの憲章 [Constitutions] はデザギュリエ (訳注—Jean-Théophile Désaguliers, 1683-1739. ジェイムズ・アンダーソン [James Anderson, 1679-1739] の友人で、ロンドンのフリーメーソン本部の憲章の共同起草者) によって、モンタギュー公爵 (訳注—duc de Montaigu, 1690-1749. 医学博士でロンドンの王立協会会員。イギリスのフリーメーソン本部長) に捧げられたが、この二人の人物は、1729年から1731年までモンテスキューがイギリスに滞在したとき、モンテスキューと極めて親しかった人物である。これらの憲章はこの制度 [フリーメーソン団] の年代的記述と一般的な規則とフリーメーソン歌を含んでいる。
- (26) 以下の文献におけるconstitutionという語 (辞項) のさまざまな項目を参照: Brillon, *Dictionnaire des arrêts*, Paris, 1727, t. II, p. 373; Ferrière, *Dictionnaire de droit et de pratique*, nvelle éd., Paris, 1775, t. I, p. 538; Guyot, *Répertoire universel et raisonné de jurisprudence*, nvelle éd., Paris, 1784, t. IV, p. 556. この点に関して、M. Valensise, *op. cit.*, p. 443-446参照。
- (27) Ferrière, *Le nouveau Dictionnaire de Furetière*, nvelle éd., par d'Agar, Paris, 1805.
- (28) EDL, XXXI, 33, p. 992. それに従って「皇帝がその家族内からでも家族外からでも自分の望む者を相続人として選ぶことができる」ところの「モスクワの諸憲法 [constitu-

tions de Moscovie]] が問題になるとき、同じ意味が見いだされる (EDL, V, 14, p. 296)。注において、著者は「さまざまな憲法、特に1722年のそれ」を参照している。

- (29) J. Krynen, *L'empire du roi. Idées et croyances politiques en France (XIII^{ème}-XV^{ème} siècles)*, Paris, Gallimard, 1993, p. 133.
- (30) EDL, VIII, 22, p. 549.
- (31) EDL, XXVI, 16, p. 769-770. 君主制とは、「ただ一人が統治するが、しかし確固たる制定された法律によって統治する」(EDL, II, 1, p. 239) ところの政体である。あるいはさらに、「基本的な諸法律によって一人が支配する」政体である (EDL, II, 4, p. 247)。
- (32) EDL, V, 11, p. 291.
- (33) 16世紀以降一般となった思想を繰り返して、モンテスキューは次のように断言している。「国家において一定の相続順位を定めた政治的法律 [loi politique] が、その法律の目的とした政治的共同体 [corps politique] の破壊者となるときは、別の政治的法律がこの順位を変更しうることを疑ってはならない。そして、この同じ法律は最初の法律に対立するどころか、それは根本において最初の法律に完全に適合するであろう。なぜなら、それらの法律は二つとも、『人民の安寧は最高の法律である』という原理に依存するであろうからである (EDL, XXVI, 23, p. 774)。」
- (34) しかも、デュクロ [Duclos] は、『わが随想』において、1716年～1717年の危機を「憲法戦争」と呼んでいる (C. Saguez-Lovisi, *Les Lois fondamentales au XVIII^{ème} siècle. Recherches sur la loi de dévolution de la couronne*, Paris, PUF, 1983, p. 47 からの引用)。
- (35) EDL, II, 4, p. 247 et 249.
- (36) EDL, V, 8, p. 284. A・ジュアナ [A. Jouana] は、16世紀末の作者不詳のある著作における constitution という語 (辞項) の、そのような確かに例外的な用法に言及している (*De la vraie et légitime Constitution de l'Etat*, s. 1, 1591 dans *Le devoir de révolte La noblesse française et la gestation de l'Etat moderne (1559-1561)*, Paris, Fayard, 1989, p. 316)。しかし、この例に、それが有していない射程距離を与えるべきではない。この用法が普及しはじめるのは、ようやく17世紀末からであり、18世紀中葉において初めて完全に正式なものと認められたのである。ボシユエ [訳注—Jacques-Bénigne Bossuet, 1627-1704. ディジョンに生まれる。カトリックの司教で神学者。ルイ14世の王太子の教育係を務め、フランスの聖職者会議を指導し、フランス国王の宗教的権威と独立 (ガリカニズム) を主張するとともに、プロテスタントとの論争でも主役を演じた] の用いたその一例は、フランスは「可能なかぎり最良の国家の憲法 (国制) を有していることを誇りに思うことができる」 (*Politique tirée des propres paroles de l'Ecriture sainte*, (1709), rééd. Paris, Droz, 1967, p. 59) である。
- (37) EDL, IV, 8, p. 270 et Index, v^o Platon.
- (38) EDL, V, 9, p. 289.
- (39) EDL, II, 4, p. 248. 「国制」を買うことができるという、少々驚くべきだがユーモアのあるこの考えは、モンテスキューがある面ではその擁護者であった売官制の実務に終止符を打つために、官職を買い戻すというローの意図によって説明がつく。
- (40) EDL, Préface, p. 230. 同様に P. 1831 (O. C., t. I, p. 1438) も参照。
- (41) それぞれ、EDL, V, 14, p. 294; IX, 3, p. 372; XXXI, 21, p. 972; XI, 6, p. 396 et II,

- 2, p. 244.
- (42) *EDL*, IX, 2, p. 371 ; X, 6, p. 382 et *P.* 1885 (*O. C.*, t. I, p. 1452).
- (43) *EDL*, XXI, 14, p. 632 et XXIV, 16, p. 726 (「宗教の法律は国制 [constitution politique] の不都合をいかに矯正するか」という表題のついた章). それが用いられている文脈を考慮して、モンテスキューがその著作の第二部においてきわめて頻繁に用いている語（辞項）である「政治的法 [droit politique]」という表現の二つの同義語が問題とならないか否かが問われうる。
- (44) *EDL*, XI, 3, p. 395.
- (45) モンテスキューは、確かにラ・ブレードに『政治学』のギリシャ語＝ラテン語のある版（P・ド・ラ・ロヴィエール [P. de La Rovière] のもとで1605年に刊行されたもの）や、特に『アリストテレスの政治学の書』というオレーム [Oresme] [訳注 [65] 参照] の翻訳（刊行年は記されていない）や1576年に刊行されたレギウス [Régius] [ルイ・ル・ロワのラテン名。訳注 [66] 参照] の翻訳を持っていた。この著作のもう一つの明確でない版は、同様にモンテスキューのパリの書庫（パリにある蔵書）の中に発見された（L. Desgraves, *Catalogue de la Bibliothèque de Montesquieu*, Droz, 1954, p. 103, 168 et 241）。
- (46) 『『政治学』のfors mosの説明の一覧表』において、Policie という語（辞項）はオレーム自身によって、「全ての共同体あるいは市民の多数の政府の命令と定義されている。そして、Policie は、諸君主あるいは公職の命令である。いわば、ギリシャ語におけるポリス [Polis] であり、それは群衆あるいは都市国家を意味する」(*Le livre de politiques d'Aristote*, published by A. D. Menut, *Transactions of the American Philosophical Society*, Philadelphia, vol. 60, part 6, 1970, p. 373)。シャルル5世時代のアリストテレス学派の思想の普及におけるオレームの立場については、J. Krynen, *op. cit.*, p. 111-124 ; 229-230 et 424-432 参照。
- (47) *Les politiques d'Aristote, esuelles est monstree la science de gouverner le genre humain en toutes espèces d'estats publics*, traduit de Grec à François par Loys le Roy, dict Regius, Paris, chez Michel de Vascosum, 1576, Livre III, chap. 4, p. 164-165. 1568年の版の本文はこれと全く同じものである。「共和制 [république]」の語（辞項）も同様に同じ意味を有しているようである。res publica と politeia の関係については、W. Mager, "République", *Archives de philosophie du droit*, 35, 1990, p. 264-268 参照。共和制の概念の研究として、E・ゴジョッソ [訳注—Eric Gojosso. オルレアン大学助教授を経て、ポワティエ大学法学部教授（法制史専攻）] の最近の博士論文 [thèse] である、*Le concept de République dans la pensée politique française (XVIème-XVIIIème siècles)*, Aix-en-Provence, PUAM, 1998を参照すべきである。
- (48) G. Stourzh, *op. cit.*, p. 36. ようやく19世紀末になってはじめて、ポリテΙΑ [politeia] はconstitutionという英語に翻訳された。
- (49) Saint Evremont, *Discours sur le mot de vaste* (s. l., s. d), dans *Les véritables oeuvres de M. de Saint-Evremont*, 3ème éd. revue et augmentée, Londres, chez Johnson, 1707, t. II, p. 318-319.
- (50) したがって、オットマンは、「われわれの国家の統治の形態は常に緩和され、かつ三種類の政体からできていた」と考えている (*Franco-Gallia*, traduction française de 1574,

rééd. avec une introduction et des notes par A. Leca, PUAM, 1991, p. 107). 「行政法の概念化」において本質的なこの概念の重要性については、J. -L. Mestre, *Introduction historique au droit administratif*, Paris, PUF, 1985 (特にp. 161-165 (引用はp. 161)) 及びP. Napoli, "Police": la conceptualisation d'un modèle juridico-politique sous l'Ancien Régime", *Droits. Revue Française de Théorie juridique*, 20, 1995, p. 183-196 を参照。

- (51) 『ローマ人盛衰原因論』の1734年版の注 (OC, t. II, p. 1488, n. 8)。
- (52) EDL, XXV, 24, p. 775-776. モンテスキューは、ここで、刑事事件においては法律の永続性の原則が認められるのに、警察官僚の行政立法権を参照している。しかし、この点に関して、B・デュラン [訳注-Bernard Durand, 1940-。モンペリエ第一大学教授。同法学部長。法制史、外国法、刑法専攻。主著: "Histoire comparative des institutions de l'Europe et de l'Afrique", 1983; "Droit musulman - droit successoral", 1991.] が明言しているように、普通刑法とは逆に、「警察 [police]」に関しては裁判官の自由裁量は存在せず、ただ行政立法だけが罰する ("La notion de police en France du XVIème au XVIIIème siècle", dans *Polizei im Europa der Frühen Neuzeit*, Vittorio Klostermann, Frankfurt, 1996, p. 175)。さらに、「警察 [police]」という語 (辞項) はその語 (辞項) の最も広い意味において法律をも意味しうる。もし、拡大がローマの政府の目的であり、自由がイギリスの政府の目的であるならば、自然の自由は「未開人のpoliceの目的」であろう (EDL, XI, 5, p. 396)。同様に、人民は、幸福であるためには、「良い治安状態 [police] の下に」生きなければならない (V, 11, p. 291)。P. 303 (OC, t. II, p. 1070), 1950 (OC, t. I, p. 1473) も参照。
- (53) Aristote, *Politique*, III, vi, 1278b (Paris, Les Belles Lettres, t. II, p. 64)。 [訳注-なお、本書の邦訳として、アリストテレス (山本光雄訳) 『政治学』 (岩波書店、1961年) を参照した。] アリストテレスの思想におけるポリテイア [politeia] という著しく複雑なこの概念については、J. Bordes, *Politeia dans la pensée grecque jusqu' Aristote*, Paris, Les Belles Lettres, 1982, p. 436-454参照。
- (54) S. Goyard-Fabre, *Montesquieu : la Nature, les Lois, la Liberté*, Paris, PUF, 1993, p. 7. アリストテレスとモンテスキューの間の系譜的関連性については、同書2~12頁に詳説されているので、それを参照するのが適当である。
- (55) EDL, V, 11, p. 290. エピダムノス人によって選ばれ、商業の独占を与えられた行政官に関して、モンテスキューは次のように結論づけている。「その時には、商業は国制 [Constitution] を腐敗させることはないし、国制が社会から商業の利益を奪うこともない」 (EDL, IV, 6, p. 269)。
- (56) R. Mousnier, "Comment les Français du XVII ème siècle voyaient la constitution ?", *Dix-septième Siècle*, 25-26, 1955, p. 9-36. この論文の表題は少しばかり挑発的であるように思われるかもしれない。というのは、多くの引用において、憲法 (国制) という語 (辞項) は一度も生起していないからである。しかしながら、この時代に、彼が「国家の憲法 (国制) [constitution de l'Etat]」と呼ぶこの秩序を覆す権利を君主に与えなかったG・デュ・ヴェール [訳注-Guillaume du Vair, 1556-1621. 弁護士。アンリ4世に重用され、パリ高等法院評定官、エクス高等法院院長、国璽尚書を歴任した。] を引用することができるだろう (*Oeuvres*, Rouen, 1636, p. 3, cité par M. -F. Renoux-Zagamé, "Du Juge-

prêtre au Roi-idole. Droit divin et de l'Etat dans la pensée juridique française à l'aube des Lumières”, dans *Le droit entre laïcisation et néo-sacralisation*, sous la dir. de J. -L. Thireau, Paris, PUF, 1997, p. 158)。君主制の神聖な性格をめぐる議論の刻印を付けられたこの時代において、G・デュ・ヴェールルのこの論文は、王位継承法をめぐる法律家の意見を示しており、王位継承法を、その中に「もはや普遍的でもなく、超越的なものに対して開かれているのでもなく、それ自身の中に閉じこもり、それぞれの法的な支払命令に関して、規範の階層という考え」を持っているところの「全ての法律の根拠」にするようしむけた (*ibid.*, p. 185)。

- (57) G・ランソン〔訳注—Gustave Lanson, 1857-1934。歴史家。文学史家。文芸評論家。歴史学の方法を文芸批評に導入した。ソルボンヌ大学助教授、高等師範学校〔Ecole Normale Supérieure〕校長を歴任した。主著：“*Histoire de la littérature française*”, 1894.〕の著作（“L'influence de la philosophie cartésienne dans la littérature française, *Revue de métaphysique et de morale*, 1896, p. 517 et s）以降、モンテスキューをデカルトの方法の相続人とするもう一つの解釈が容認された。この二人の著者の下には、演繹的な手続によって現実（これはより上位の諸原理の帰結にすぎない）を合理化するという同じ意思が存在していた。
- (58) P. 1719, *O. C.*, t. I, p. 21 et *EDL*, Préface, p. 230。ニュートンとモンテスキューの間の関係については、S. Goyard-Fabre, *op. cit.*, p. 55 et s参照。
- (59) しかしながら、時には、特にイギリス社会の描写を通じて、そのことが見いだされる。「あらゆる情熱はここでは自由であるから、憎悪、羨望、嫉妬、富や名声への熱意は最大限の拡がりの中で現れるであろう。そして、もしそうでなければ、国家は病気に打ちひしがれて、力を失ったがゆえに情熱をもたない人間のごとくになるであろう」（*EDL*, XIX, 27, p. 575）。
- (60) P. 1918 (*O. C.*, t. I, p. 1461)。
- (61) *EDL*, V, 14, p. 297。角括弧の中の語は『わが随想』633において同じ表現でかかれた文章の続きである (*O. C.*, t. I, p. 1153)。
- (62) *EDL*, V, 11, p. 290。
- (63) 「仮に、私がこれこれの歯車やこれこれの小歯車はこの時計を動かすばねでは全くないと言ったとして、そのことから、これらの歯車とその時計には存在しないという結論になるであろうか」（*EDL*, *Avertissement*, p. 228）。物理学用語が遍在している、風土の影響に関する第14編も参照せよ。
- (64) *EDL*, III, 7, p. 257。まだ無名であったある高等法院構成員に対し、モンテスキューは次のように手紙を書いた。「国家は、あなたが一個のばねにすぎない大きな機械である」（*Montesquieu à ****, dans *Correspondance de Montesquieu*, publiée par F. Gebelin, Paris, Librairie Honoré Champion, 1914, t. II, p.477）。
- (65) *Spicilège*, (*O. C.*, t. II, p. 1370)。
- (66) *EDL*, V, 1, p. 271。
- (67) 「以上に述べたところから考えると、人間性は専制政体に対してたえず反乱を起こすように思われる。しかし、自由に対する人間の愛にもかかわらず、また、暴力に対するその憎しみにもかかわらず、大部分の人間は専制政体に屈従している」（*EDL*, V, 14, p. 297）。
- (68) *EDL*, XI, 6, p. 405。

- (69) *EDL*, Préface, p. 229. この点に関し、J. Goldzink, "Les droits naturels dans l'œuvre de Montesquieu", dans *La famille, la loi, l'Etat de la Révolution au Code civil*, sous la dir. de I. Thérét et C. Biet, Imprimerie Nationale, 1989, p. 11-21参照。
- (70) *EDL*, I, 1, p. 233.
- (71) *EDL*, I, 1, p. 253.
- (72) P. Comanducci, *op. cit.*, p. 25.
- (73) *P.*, 414 (*O. C.*, t. I, p. 1112).
- (74) *EDL*, XI, 13, p. 415.
- (75) 「社会の起源が何であるかを念入りに研究することから始められた公法について語ることを私が承認したことは一度もない。そんなことは馬鹿げているように私には思われる。人間が今まで一度も一緒に暮らさず、お互いに離れ離れになっていたとでも言うのなら、なぜ、互いに離れているのかその理由を問いたすがよい。ところが、人間は互いにしっかりと結びついている。息子は父のもとに生まれ、父にくっついている。これが社会なのであり、社会の原因である。」(*LP*, lettre xciv, p. 269.)
- (76) *EDL*, XXVI, 15, p. 767-768.
- (77) *EDL*, V, 5, p. 276.
- (78) モンテスキューの文通の相手の一人は、おそらくおもねるような調子で、多様性に対して一定の一貫性を与えることができたことをモンテスキューに感謝しつつ、世界の「混沌」に対して同じ確認をすでに行っている。「あなたは人間の気まぐれの混沌の中に一定の秩序を見だし、地球を支配する狂気と情熱を出来る限り修正するために有益な見解を示唆する。」(*Lettre du Père Cerati à Montesquieu*, 18 février 1749, dans *Correspondance de Montesquieu*, *op. cit.*, t. II, p. 124.)
- (79) *EDL*, V, 7, p. 281.
- (80) M. Ganzin, *La pensée politique d'Edmund Burke*, Paris, L. G. D. J., 1972, p. 251-262; G. Gegembre, "La Contre-Révolution et le refus de la constitution" dans *1789 et l'invention de la constitution*, *op. cit.*, p. 55-74.
- (81) *EDL*, II, 4, p. 247-248. さらに明示的な批判については、J. Brêthe de la Gressaye, *op. cit.*, t. I, p. 247, n. 35 によって引用された手稿本のテキストを参照。
- (82) *EDL*, XI, 13, p. 414.
- (83) M. Valensise, "La constitution française", *op. cit.*, p. 444.
- (84) *CR*, t. II, p. 115.
- (85) *Politique*, 1289 a, IV, 1, 10.
- (86) 「最初の二つの身分である元老院と人民は立法権を有する身分であり、政治家にとって法律と呼ばれる学問の部分に関わる。第三の身分は執行権を有し、同じ学問の別の部分、すなわち裁判秩序に関わる。」(James Harrington, *Oceana*, (1656), éd. par J. G. A. Pocock, Paris, Belin, 1995, p. 262) [訳注—なお、本書の邦訳として、ハリントン (田中浩訳) 「オシアナ」『世界大思想全集 社会・宗教・科学思想篇2』(河出書房新社、1962年) 227~289頁 (上記の訳出箇所は262頁) を参照した。]
- (87) Locke, *Traité du gouvernement civil* (1690), GF Flammarion, 1992, p. 250-253, (§ 143-148). [訳注—なお、本書の邦訳は多数あるが、例えば、ロック (鶴飼信成訳) 『市民政府論』(岩波文庫、1968年) 参照。同書によれば本注の該当箇所は「第十二章

国家の立法、執行および連合の権力について」（147～150頁）であり、権力分立論が展開されている章である。）

- (88) 権力分立の理論の歴史を語ることがなお残っている。確かに、『法の精神』第11編第6章が書かれて以来、二世紀前からこの問題を検討している法学者や歴史家や哲学者は多い。この場合、モンテスキューにおいてこの理論の現実は何のようなものかを定義しようと努めることが問題なのではなく、国家や主権あるいは自由の理論の練り上げにおいて、『法の精神』第11編第6章の利用は何のようなものであったかを理解することが問題となる。例として、G・バコ〔訳注—Guillaume Bacot, 1946. ランス大学教授（政治思想史、憲法、国際法専攻）。主著：“*Carré de Malberg et l'origine de la distinction entre souveraineté du peuple et souveraineté nationale*”, 1985; “*La doctrine de la guerre juste*”, 1989.〕によるシャルル・アイゼンマンの有名な理論に対する最近の批判的読解である、G. Bacot, “*L'Esprit des Lois, la séparation des pouvoirs et Charles Eisenmann*”, *Revue de Droit Public*, 1995, p. 617-656を参照のこと。
- (89) M. Barridon, *Gibbon et le mythe de Rome*, Paris, Champion, 1977, p. 376-402. ローマ共和制の政体の詳細を描写するために、モンテスキューは、「執政官と元老院と人民がこの政体においてどのように参加していたかを見事に説明した」とポリュビオスを明示的に参照している（*O. C.*, P. 158, p. 216）。
- (90) *EDL*, XI, 12, p. 413.
- (91) *EDL*, XI, 18, p. 427.
- (92) *EDL*, XI, 6, p. 405. ルソーの“*Considérations sur le gouvernement de Pologne*”〔邦訳：（永見文雄訳）「ポーランド統治論」〔ルソー全集第五巻〕（白水社、1979年）359～472頁〕において、モンテスキューがその擁護者となった「イギリス国民の怠慢、不注意、愚かさ」に対する激しい弾劾文である第7章は、この憲法の概念を正確に繰り返している。この章の表題（「憲法（国制）を維持する諸方策」）によれば、執行権と立法権の間に確立されるべき関係の叙述だけでなく、二院制の問題あるいは代表の問題も、事実上問題となる（dans *Oeuvres complètes*, t. III, Pléiade, 1964, p. 975-989）。
- (93) *EDL*, XI, 18, p. 425-426.
- (94) B・ピノシュ〔訳注—Bertrand Binoche. モンペリエ第三大学教授（哲学専攻）。主著：“*Critiques des droits de l'homme*”, 1989; “*Les trois sources des philosophies de l'histoire*”, 1994.〕は、次のような表現で憲法を分析している。「憲法が抽象的な個人に對置されないのと同様に、憲法は次の世紀の「市民社会」に對置されない。憲法は、社会集団の階層の順序を替え、そのことによって紛争を法的に組織化し、暴力を弱めることができるようになる（*Introduction à De l'esprit des lois de Montesquieu*, Paris, PUF, coll. “*Les grands livres de la philosophie*”, 1998, p. 266-267）。
- (95) *EDL*, V, 14, p. 297.
- (96) C. Larrère, “*Montesquieu*”, dans *Dictionnaire de philosophie politique*, sous la dir. de S. Rials, Paris, PUF, 1996, p. 404.
- (97) *EDL*, XI, 6, p. 401.
- (98) *EDL*, XI, 6, p. 399. この憲法（国制）の構想は、モンテスキューが、アリストテレスの相続人にふさわしく、「イギリスの憲法（国制）」を「特に執政官の創設前のラケダイモン [=スバルタ] のような混合君主制は、混合貴族政である」と定義するときにも見

い出すことができる (P. 238, O. C., t. II, p. 1049).

- (99) *EDL*, XIX, 27, p. 581.
- (100) *EDL*, XI, 12, p. 412. 等級 (階級) によるセルウィウス・トゥリウス [Servius Tullius] の分割は、「国制の基本原則」であった (*EDL*, XI, 19, p. 429)。同様に、カロリング王朝時代に、「フランスの国制において、王と貴族と聖職者は、彼らの手中に全ての国家の権力を有していた。シャルル・マルテル [Charles Martel] とペパン [Pépin] とシャルルマーニュ [Charlemagne] は、時々、この [王以外の] 二当事者 [=貴族と聖職者] のうちの一方を抑制するために他方と利害関係で結びついたが、ほとんど常にこの [王以外の] 二当事者双方とも結びついた」(*EDL*, XXXI, 21, p. 972)。
- (101) アリストテレスの『政治学』は、『法の精神』第11編において4回繰り返されて引用されている。そのうち2回はアリストテレスの『政治学』を批判するため、他の2回はその立論を強調するために引用されている。
- (102) *EDL*, XI, 9, p. 409. 『政治学』(第3編第4章)は注において引用されている。確かに、第9章と第10章が問題となっている。
- (103) *EDL*, XI, 11, p. 411. J・ブレート・ド・ラ・グレッセ [J. Brethe de La Gressaye] は、このポリス [都市国家] という語 (辞項) に「共和制」の等価物を見ている (*EDL*, éd. citée, t. II, p. 354, n. 91)。モンテスキューが、政治的自由の根本的に近代的な構想を練り上げるためにアリストテレスの『政治学』のこの章を2世紀前に批判したとすると、この同じ章は、ボダンによって、その主権 (統治権) の理論を練り上げるために、逆の批判の対象となった。「アリストテレスは、確かに、ポリテイア [politeia] と呼ばれているもの、すなわち共和制が貴族制及び民主制から成っていると述べているが、それがどのように作られるのかを述べていないし、その例を挙げていない。かくして逆に同書の第10章において、彼は、いわば百個の共和制を一冊の書物 (それは失われた) にまとめたのに、共和制は彼の時代にも存在せず、それ以前の時代にも見いだされなかったことを告白している」。逆に、フランスの王制は、ボダンによれば「純粋な王制」であって貴族制ではない。そして、そのような混合は不可能であり両立しえない (Bodin, *Les six livres de la République*, éd. de 1577, p. 193)。
- (104) *EDL*, XI, 9, p. 410 et XI, 11, 411.
- (105) *EDL*, XI, 6, p. 401.
- (106) *EDL*, XI, 8, p. 408.
- (107) この分析に、あまりに排他的な性格を与えるべきではない。確かに、内戦下のイギリスにささげられた彼の思想の一つにおいて、彼は、「人民が国制を転覆させ、政体から政体へと移行し、それらを全て耐えがたいもの、見かけは自由だが実際には隷属状態にあると感じている場合、君主を復帰させることが必要である」ということを確認している (P. 1795, O. C., t. I, p. 1430)。
- 一
九
七 (108) La Beaumelle, *Mes pensées*, 7ème éd., Berlin, 1753, *Pensée* cccxcix, p. 302 (われわれは、これより古い版を参照することができなかった)。このモンテスキューの崇拜者である親英主義者 [=ラ・ボーメル] が宗教的寛容を求める闘争に参加しているのは、『寛容なアジア人』と題された、とりわけ多くのアナグラムの使用によって興味を引く、愉快な小冊子においてである (La Beaumelle, *l'Asiatique tolérant*, Paris, chez Durand, l'an xxiv du Traducteur, 1748)。

- (109) *EDL*, XI, 13, p. 414.
- (110) *EDL*, XI, 19, p. 428.
- (111) *EDL*, XIX, 27, p. 576. 同じ思想は別のところで想起されている。かくして、「共和政体において、裁判官が法律の文字に従うのがその国制の性質である」（*EDL*, VI, 3, p. 311）。
- (112) *EDL*, XI, 18, p. 426. 憲法（国制）の二つの語（辞項）の上記に与えられた意味を逆にすることによって、この同じ分析をラケダイモン [=スパルタ] にも適用しうる。二人の君主は「憲法（国制）を作らなかったが、彼らは憲法（国制）の一部であった」（*EDL*, XI, 10, p. 410）。*P.* 1798 (*O. C.*, t. I, p. 1430) も参照せよ。
- (113) *EDL*, XI, 4, p. 395.
- (114) *CR*, p. 124-125.
- (115) この点について、M. Troper, "L'interprétation de la Déclaration des Droits. L'exemple de l'article 16", *Droits. Revue Française de Théorie juridique*, 8, 1988, p. 111-122を参照。
- (116) O. Beaud, *La puissance de l'Etat*, *op. cit.*, p. 137.
- (117) *EDL*, XII, 1, p. 430-431.
- (118) *EDL*, XI, 6, p. 407. 『法の精神』の全体構造の中でのイギリスの地位は著しく複雑なものにとどまっている。ある人々にとって、今モンテスキューによって叙述されたゴート族の政体は、同じ理想的モデルの大陸的「側面」であり、もう一つの側面はイギリスという島国的モデルである (A. Postigliola, "En relisant le chapitre sur la Constitution d'Angleterre", *Annales de philosophie politique et juridique de l'Université de Caen*, 7, 1985, p. 9-28)。この分析は、フランク族の君主制とイギリスの君主制の記述における同じ出典（原資料）の使用によって補強される。モンテスキューは、実際、『法の精神』第11編の第6章（イギリス）と第8章（ゲルマン諸民族）において、タキトゥスの権威を援用している。さらに、「小事については首長たちが協議し・・・」という有名な『ゲルマーニア』からの抜粋は、これらの二つの人民の穏健な政体を叙述するために用いられた (*EDL*, XI, 6, n. a, p. 407 et XVII, 30, n. b, p. 555)。したがって、イギリスは、この点に関して、古代ゲルマン民族の自由の技術学校のように見える。ほかの点では、イギリスの憲法（国制）と専制は、ヨーロッパ大陸の君主制が、その途中に見いだされるところの「極端な（行き過ぎた）」政体の二つの例をなしている (B. Binoche, *op. cit.*, p. 161-268, citation p. 268)。そうであっても、ただイギリスの人民だけが「宗教、商業、自由というこの三つの大きな事柄を全て利用」しうることを考慮すれば、イギリスは並外れた近代性を有しているように思われる (*EDL*, XX, 7, p. 590)。
- (119) *EDL*, XI, 7, p. 408.
- (120) われわれはこの考えをW. Schmale, *op. cit.*, p. 423 から借用している。
- (121) トルコにおけるように一人の手中に三権を集中することと、イタリアの諸共和国におけるように世襲貴族の手中に三権を集中することとは、この二つの例である (*EDL*, XI, 6, p. 397-398)。
- (122) この点に関して、C・サゲ=ロヴィジ〔訳注—Claire Saguez-Lovisi. アンジェ大学教授を経て、バリ第一大学教授（法制史専攻）。〕の前掲著作〔訳注—原注（34）参照〕及びJ.-M. Carbasse, "La constitution coutumière : du modèle au contre-modèle", dans *Modelli nella storia del pensiero politico*, t. II, saggi a cura di V. I. Comparato,

- Leo S. Olschki, 1989, p. 163-179 を参照。
- (123) *EDL*, XI, 20, p. 326.
- (124) J. Bordes, *op. cit.*, p. 437.
- (125) *La chronique du mois, ou les cahiers patriotiques*, janv. 1792, t. I, p. 3, cité dans G. von Proschwitz, "Constitutionnel-Anglicisme ou mot français ?", *Cahiers de lexicologie*, éd. D. Larousse, 1969, t. II, p. 6.
- (126) 憲法制定権力の理論的観念に関して、既に引用されたオ・ボー〔訳注—Olivier Beaud, 1958-. パリ第十二大学助教授、リール第二大学法学部教授を経て、現在パリ第二大学法学部教授（憲法、法理学専攻）〕の著作〔訳注—原注（12）参照〕を参照せよ。同様に、以下の文献も参照せよ。P. Duclos, *La notion de constitution dans l'oeuvre de l'Assemblée constituante de 1789*, thèse Droit, Poitiers, 1932; H. Durantou, "La France a-t-elle une Constitution ? Un aspect du débat idéologique à l'aube de la Révolution", *Cahiers d'histoire de l'Institut de recherches marxistes*, 32, 1988, p. 142-152 et K. M. Baker, "Constitution" dans *Dictionnaire critique de la Révolution française. Institutions et créations*, sous la dir. de F. Furet et M. Ozouf, Paris, Flammarion, 1992, p. 179-205〔訳注—邦訳として、キース・マイケル・ベイカー（石井三記訳）「憲法」フランソワ・フュレ／モナ・オズーフ（河野健二・阪上孝・富永茂樹監訳）『フランス革命事典 4 制度』（みすず書房、1999年）157～184 頁がある。〕。
- (127) *EDL*, Avertissement, p. 227.

訳注

〔はじめに〕

本稿において、人名については、主に以下の文献を参照したが、煩雑になるので、いちいち出典を明らかにしていないことを予めお断りしておきたい。

Pierre Larousse, *Grand dictionnaire universel : français, historique, géographique, biographique, mythologique, bibliographique, littéraire, artistique, scientifique, etc.*, Paris, 1865-1879, 17v. Berthelot et al. (sous la direction de), *La Grande encyclopédie, inventaire raisonné des sciences, des lettres et des arts par une société de savants et de gens de lettres*, Paris, 1886-1902, 31v. *Grand dictionnaire encyclopédique Larousse*, Paris, 1982-1985, 10v. *WHO'S WHO IN FRANCE*, 33ème édition, Levallois-Perret, 2001-2002. *Annuaire des juristes et politistes universitaires*, 2e éd., Paris, Aix-en-Provence, 1993. *Oxford Dictionary of National Biography*, Oxford, 2004, 60v. 『世界大百科事典（全24巻）』（平凡社、1964年～1968年）。『ブリタニカ国際大百科事典』（TBSブリタニカ、1972年～1975年）。『現代人物事典』（朝日新聞社、1977年）。岩波書店編集部編『岩波西洋人名辞典 増補版』（岩波書店、1981年）。日外アソシエーツ編集部編『20世紀西洋人名事典1』（日外アソシエーツ、1995年）。小林道夫・小林康夫・坂部恵・松永澄夫編『フランス哲学・思想事典』（弘文堂、1999年）。廣松渉・子安宣邦・三島憲一・宮本久雄・佐々木力・野家啓一・末木文美士編『岩波・哲学・思想事典』（岩波書店、1998年）。学校法人上智学院新カトリック大事典編纂委員会編『新カトリック大事典（第1巻～第3巻）』（研究社、1996年、1998年、2002年）。F・ヴィーアッカー（鈴木祿弥訳）『近世私法史』（創文社、1961年）。『キリスト教大事典』（教文館、1963年）、『キリスト教人名辞典』（日本基督教団出版局、1986年）。

また、原文には言語学用語が頻出するが、一部は訳語について訳注をつけた。翻訳や訳注にあたり、伊藤晃・木下光一・福井芳男・丸山圭三郎・泉邦寿・小野正敦・戸村幸一編訳『ラールス言語学用語辞典』（大修館書店、1980年）（以下、『ラールス言語学用語辞典』と記す）及び亀井孝・河野六郎・千野栄一編『言語学大辞典 第6巻 術語編』（三省堂、1996年）（以下、『言語学大辞典』と記す）を参照したが、煩雑になるので、いちいち出典を明らかにしていないことを予めお断りしておきたい。

- [1] 原語はambiguïté（正確には複数形ambiguïtésになっている）。多義性、両義性ともいう。同一の語・句・文が2つ以上の異なる意味を有すること（『言語学大辞典』1390頁）。
- [2] 本稿の原著は、Edouard TILLET, Les Ambiguïtés du concept de constitution au XVIII^e siècle : l'exemple de Montesquieu, in *Collection de l'Association française des historiens des idées politiques, vol. XII, Pensée politique et droit, Actes du colloque de Strasbourg, 11-12 septembre 1997*, Presses universitaires d'Aix-Marseille, Aix-en-Provence, 1998, pp. 365-399 である。
- [3] エドゥアール・ティエ [Edouard TILLET] 助教授は、1970年にリヨンに生まれ、リヨン第三大学法学部で公法学士 [licence] 及び政治学修士 [maîtrise] を取得し、エクス＝マルセイユ第三大学法学部で法制史政治思想史高等研究免状 [DEA] 及び法学博士号を取得した。2000年6月からエクス＝マルセイユ第三大学法学部助教授（法制史専攻）。

2001年1月、博士論文一等賞受賞。同年、西南学院大学法学部客員教授。主著：『*Le concept de République dans la pensée de Charles de Rémusat*』, Presses universitaires d'Aix-Marseille, Aix-en-Provence, 1996. 『*La constitution anglaise, un modèle politique et institutionnel dans la France des Lumières*』, thèse, Presses universitaires d'Aix-Marseille, Aix-en-Provence, 2001.

- [4] 例えば、星野英一『民法＝財産法』（放送大学教育振興会、1994年）5頁、星野英一「民法と憲法－民法から出発して－」法学教室171号9頁（その後、星野英一「民法のもう一つの学び方」（有斐閣、2002年）20～39頁に収録された）、星野英一「民法のすすめ」（岩波書店、1998年）9頁、大村敦志「民法と憲法の関係－フランス法の視点」法学教室171号52～53頁（その後、大村敦志『法源・解釈・民法学 フランス民法総論研究』（有斐閣、1995年）351～364頁に収録された）、山本敬三「基本法としての民法」ジュリスト1126号261～269頁、山本敬三「憲法システムにおける私法の役割」法時76巻2号59～70頁、星野英一・樋口陽一「社会の基本法と国家の基本法」ジュリスト1192号2～22頁参照。
- [5] ポルタリス（野田良之訳）『民法典序論』（日本評論社、1947年）の野田良之による註（同書95～119頁）参照。
- [6] 深谷 格「訴訟趣意書にみるポルタリスの弁護活動・法学識とフランス民法典」名古屋大学法政論集201号179頁、182～184頁。
- [7] 司法制度改革審議会「司法制度改革審議会意見書－21世紀の日本を支える司法制度－」（2001年6月12日）の「Ⅰ 今般の司法制度改革の基本理念と方向」ジュリスト1208号187頁、法律時報増刊・シリーズ司法改革Ⅲ216頁。
- [8] 司法制度改革審議会「司法制度改革審議会中間報告」（2000年11月20日）の「2 今般の司法制度改革の基本理念と方向」ジュリスト1198号175～176頁。
- [9] 司法制度改革審議会会長 佐藤幸治「司法制度改革審議会意見書の内閣への提出に当たって（会長談話）」（2001年6月12日）法律時報増刊・シリーズ司法改革Ⅲ276頁。
- [10] 佐藤幸治「最終意見に込められた意味」法律時報増刊・シリーズ司法改革Ⅲ1頁。さらに、佐藤幸治「個人の尊重と『この国のかたち』」法学教室242号55～68頁（その後、佐藤幸治『憲法とその“物語”性』（有斐閣、2003年）109～145頁に収録された）参照。
- [11] 例えば、小田中聡樹「司法改革の思想と論理」（信山社、2001年）、戒能通厚「『この国のかたち』と司法改革」法律時報73巻7号4～9頁、小沢隆一「『国家改造』と『司法改革』の憲法論－佐藤幸治氏の所説をめぐって」法律時報72巻1号62～65頁。
- [12] ジャン・スタロバンスキー [Jean Starobinski, 1920-] は、ジュネーヴに生まれた。ジュネーヴ大学で医学及び文学を修め、医学博士号及び文学博士号を取得した。ジュネーヴ大学病院研修医、精神科医、アメリカ・ボルティモアのジョンズ・ホプキンス大学助教授等を務めた後、ジュネーヴ大学文学部教授（思想史及びフランス文学）（1958～1985年）、ジュネーヴ国際交流会会長（1967年～）、ジャン＝ジャック・ルソー協会会長（1967年～1992年）、コレージュ・ド・フランス客員教授（1987～1988年）を歴任した。フランス学士院・人文・社会科学アカデミー [Académie des sciences morales et politiques] 会員。英国学士院 [British Academy] 会員。レジオン・ドヌール4等勲章 [Officier de la Légion d'honneur]、教育功勞1等勲章 [Commandeur des Palmes académiques]、芸術2等勲章 [Officier des Arts et des Lettres] を受勲。ゲーテ賞（1994年）、アカデミー・フランセーズのフランス語圏大賞（1998年）、ハイデルベルク大学のカール・ヤス

- パース賞（1999年）等、多くの賞を受賞。リール、ブリュッセル、ローザンヌ、シカゴ、コロンビア、ストラズプール、モントリオール、ヌーシャテル、ナント、ジョンズ・ホプキンス、トリノ、オスロ等の各大学から名誉博士号を得ている。博士論文“*Jean-Jacques Rousseau : La transparence et l'obstacle*”, 1957 [（松本勤訳）『J. J. ルソー、透明と障害』（思索社、1973年）、（山路昭訳）『透明と障害：ルソーの世界』（みすず書房、1973年）] でルソーのテキストの精神分析的解釈によってルソーの世界の構造と内的連関を解明し、ルソー研究に新境地を開いた。テキストに密着しつつ、それを文体論的・精神分析的に解明する「新批評」の代表的批評家である。多数の著書があるが、邦訳のあるものとして、上記の著書のほかに、“*Montesquieu*”, 1953 [（古賀英三郎・高橋 誠訳）『モンテスキュー その生涯と思想』（法政大学出版局、1993年）]、“*L'Œil vivant*”, 1961 [（大浜甫訳）『活きた眼』（理想社、1971年）]、“*L'Invention de la Liberté 1700-1789*”, 1964 [（小西嘉幸訳）『自由の創出—十八世紀の芸術と思想—』（白水社、1982年）]、“*Portrait de l'artiste en saltimbanque*”, 1970 [（大岡 信訳）『道化のような芸術家の肖像』（新潮社、1975年）]、“*L'Œil vivant II. La Relation critique*”, 1970 [（調佳智雄訳）『活きた眼 2—批評の関係』（理想社、1972年）]、“*Montaigne en mouvement*”, 1982 [（早水洋太郎訳）『モンテーニュは動く』（みすず書房、1993年）]、“*Le Remède dans le mal*”, 1989 [（小池健男訳）『病のうちなる治療薬：啓蒙の時代の人為に対する批判と正当化』（法政大学出版局、1993年）]、“*Les Emblèmes de la raison*”, 1979 [（井上亮裕訳）『フランス革命と芸術：1789年理性の標章』（法政大学出版局、1989年）]、“*Diderot dans l'espace des peintres, suivi de Le sacrifice en rêve*”, 1991 [（小西嘉幸訳）『絵画を見るデイドロ』（法政大学出版局、1995年）]、“*Action et réaction, vie et aventures d'un couple*”, 1999 [（井田尚訳）『作用と反作用—ある概念の生涯と冒険』（法政大学出版局、2004年）] 等がある。
- [13] モンテスキュー [Charles Louis de Secondat, Baron de la Brède et de Montesquieu, 1689-1755] は、1689年にボルドー近郊ラ・ブレード [la Brède] で貴族の家系に生まれた。7歳で母を失った後、1700年から5年間、パリの北東約12キロにあるジュイイー [Juilly] のコレージュ [寄宿制の中等学校] に送られた。この学校はオラトリオ修道会が経営していた。
- [14] モンテスキューはコレージュ卒業後、1706年からボルドー大学法学部で学び、法学士となった1709年からボルドー高等法院付き弁護士となった。1713年に父が亡くなり、1714年にボルドー高等法院評定官 [判事] の官職を購入し、さらに、1716年に伯父が死亡し、その称号モンテスキュー男爵とボルドー高等法院部長評定官 [président à mortier au Parlement de Bordeaux] の官職を相続した。
- [15] 統辞論では、「辞項」とは文中で特定の機能をなす語のことである（『ラルース言語学用語辞典』186頁）。
- [16] ある言語要素がテキスト中に現われる時すべてこれを「生起」という（『ラルース言語学用語辞典』235頁）。
- [17] 著者の述べるとおり、『法の精神』の索引では、Constantin Ducas (le faux) の項目の次がConsuls となっており、その間に入るべきconstitutionの項目がない。なお、Constantin Ducas (le faux) の項が指示する第6編第16章を見ると、「自称コンスタンティヌス・ドゥカスなる詐欺師が、コンスタンティノポリスで一大騒乱を引き起こした。

彼は捕えられ、笞刑に処せられた。しかし、数名の重要人物を告発してもいたので、議訴者として火刑に処せられた」(訳はモンテスキュー(野田良之・稲本洋之助・上原行雄・田中治男・三辺博之・横田地弘訳)『法の精神(上)』(岩波文庫、1989年)189頁による)と記されている。

- [18] あらゆる言語は絶えず変化しており、あらゆる言語には歴史がある。1 言語の構造がその「進化」を通じて受ける変形は、内的歴史として研究される。言語共同体内で、またその言語共同体の必要(場所の変化、口話域の拡がり、など)によって生じる変形は、外的歴史として研究される。外的歴史は本来の意味での言語進化の条件を決定するものである(『ラールス言語学用語辞典』227頁)。
- [19] 織起する文の連鎖規則から考えられた、文より上位のあらゆる発話を指す(『ラールス言語学用語辞典』274頁)。いくつかの文が連続し、まとまりのある内容をもった言語表現を談話という。話されたもの、書かれたものの両者を含む。たとえば、日常会話、スピーチ、ニュース、手紙、小説、広告文など(『言語学大辞典』897頁)。
- [20] 国王と議会の対立の中で国王チャールズ1世が1640年11月に召集した「長期議会」[Long Parliament]において、1642年6月1日、議会は国王との和平の提案として、「19箇条の提案」を提出した。この「19箇条の提案」[Nineteen Propositions]において、議会は、議会主権を主張し、行政上、軍事上、宗教上の権力の放棄を国王に求めたが、国王はそれに対する回答において、議会の改革を遵守することを約束しながらも伝統的な国制に固執した。これがきっかけとなって、同年8月22日、国王は挙兵し、議会との間に内戦が始まった(これについては、S. B. クライムズ(川北洋太郎・小松茂夫・杉原泰雄訳)『イギリス憲法史』(日本評論社、1965年)184~188頁、中村英勝『イギリス議会史[新版]』(有斐閣、1977年)66~68頁、今井宏編『世界歴史大系 イギリス史2 近世』(山川出版社、1990年)191~197頁(今井宏執筆)、川北稔編『新版 世界各国史11 イギリス史』(山川出版社、1998年)188~194頁参照)。
- [21] 当時は、まだジェームズ2世が形式上国王であり、その召集がないのに開かれたため、仮国会[Convention Parliament]と呼ばれた(田中英夫『英米法総論 上』(東京大学出版会、1980年)135頁)。
- [22] アベル・ボワイエ[Abel Boyer, 1664-1729]はフランスの辞書編纂者・歴史家である。ナントの勅令の廃止(1685年)により、国外追放され、各地を転々とした後、イギリスに定住し、そこで多くの著作を刊行した。主著として“*Grammaire française et anglaise*”; “*Dictionnaire anglais-français et français-anglais*”; “*Histoire de Guillaume le Conquérant*”; “*Histoire du règne de la reine Anne*”等がある。
- [23] ある集合に所属しうる要素をすべて、そしてそれのみを、はっきり枚挙すれば、その集合を<外延により>定義することになる。・・・外延による定義は内包による定義の逆である。原則的に、すべての集合は内包によって定義しうるが、多くの集合が外延によっては定義できない(『ラールス言語学用語辞典』46頁)。
- [24] 集合の元がかならず提示する諸性質(特性)を示せば、その集合を<内包により>定義したことになる。<内包による>定義は<外延による>定義(元の枚挙)と対立する。概念は、少ない性質を集めつつものほど多くの要素に及ぶものとなる。したがって、内包と外延とは互いに反比例の関係にある(『ラールス言語学用語辞典』305頁)。
- [25] 変換生成文法の考えているような一般言語理論の枠内では、<意味論>は発話の意味

- の表示方法である。＜意味理論＞は、発話の意味解釈の条件となる一般規則を説明しなければならない（『ラールス言語学用語辞典』18頁）。
- [26] ある語と同じ意味、または近い意味をもつ語をいう。また同意語、類義語とも訳す（『言語学大辞典』979頁）。同じ意味、あるいはほぼ同じ意味で、形の異なる語をいう（『ラールス言語学用語辞典』411頁）。
- [27] 生成文法で、一定の条件の下に、変換によって文の構成要素を除去する操作である（『ラールス言語学用語辞典』178頁）。
- [28] 1653年12月に施行されたInstrument of Government 1653 [統治章典] のこと。
- [29] グレゴリオ・レティ [Gregorio Leti, 1630-1701]は、イタリアのカトリックの家系に属し、当初聖職者となったが、改宗し改革派プロテスタントとなった。彼はローマを離れ、ジュネーブを経てイギリスに渡り、国王チャールズ2世によって史料編纂官に任命された。隠退後はオランダに住んだ。主著：“*Dialoghi storici*”, Genève, 1665 ; “*Dialoghi politici*”, Genève, 1666 ; “*Vita de Sisto V, pontifice romano*”, Lausanne, 1669 ; “*Historia Genevrina*”, Amsterdam, 1686 ; “*La vie d’Elisabeth, reine d’Angleterre*”, 1694, 3^e éd., Amsterdam, 1734 ; “*Critique historique, politique, morale, économique et comique sur les coteries anciennes et modernes, spirituelles et temporelles des Etats et des Eglises*”, Amsterdam, 1697.
- [30] フランソワ・ラグーネ [François Ragueneau, 1660-1722] は司祭で、ブイヨン [Bouillon] 枢機卿の甥の家庭教師を務め、1698年には同枢機卿のローマ旅行にも随行した。原注(9)に引用されたその著書“*Histoire d’Olivier Cromwell*”は1644年から1686年にかけて出版されたイギリスに関する47もの著作（その中にはラテン語で書かれたもののほかに、フランス語、イタリア語、スペイン語で書かれたものもある）を引用している。他に次のような著作がある。“*Les Monuments de Rome ou description des plus beaux ouvrages de peinture, de sculpture et d’architecture, etc*”, Paris, 1700 ; “*Syroës, histoire persane*”, 1692 et 1698, 2 vol ; “*Parallèle des Italiens et des Français en ce qui touche la musique et l’opéra*”, 1702 ; “*Histoire abrégée de l’Ancien Testament*”, 1708 ; “*Histoire du vicomte de Turenne*”, La Haye, Paris, 1738.
- [31] ポール・ド・ラパン＝トワラ [Paul de Rapin-Thoyras, 1661-1725] は、フランスのド・キャストル [De Castres] に生まれ、1679年に弁護士となったが、ユグノーであったため、1685年のナントの勅令廃止の直後（1686年）に亡命を余儀なくされた。まず、渡英した後、オランダに移り、再び渡英し、イギリス国王の親友の一人であるポートルランド [Portland] 公爵の息子の家庭教師を務めた後、オランダ北部に居を定め、その記念碑的作品である『イギリス史 [Histoire d’Angleterre]』（原注(9)に引用されている）を執筆した。全十巻にもなるこの著作は、ユリウス・カエサルのイギリス侵略から1688年の名誉革命までを扱っている。彼は全巻の出版を待たずしてこの世を去った。他の著書に、“*Dissertation sur les Whigs et les Torys*”, La Haye, C. Le Vier, 1717等がある。
- [32] 分析に付せられる発話の総体を＜テキスト＞と呼ぶ。従ってテキストとは、それを書いたり話したりできるような、言語行動の標本のことである（『ラールス言語学用語辞典』289頁）。
- [33] 語彙 [vocabulaire]（後掲訳注 [38] 参照）の科学的研究を語彙論と呼ぶ（『ラールス言語学用語辞典』147頁）。

- [34] 形は1つでいくつもの意味を持つ言語記号の特性を<多義>と呼ぶ(『ラルース言語学用語辞典』268頁)。実際にはいろいろの意味に用いられる(あるいは異なった対象に適用される)単語を、それが援用されるその文脈から抽象したレベルで1個の単位として捉えるとき、これらの語は多義であるという(『言語学大辞典』885頁)。多くの語は、一語で多くの意義をもつ。これを語の多義性という(『言語学大辞典』55頁)。
- [35] 言語学でいう「価値」とは、意味のことである。この語を言語学の術語として提唱したのは、現代言語学の始祖であるソシュール [F. de Saussure] である(『言語学大辞典』221頁)。
- [36] 言語の場面の類型は、大体において、1) 現実の出来事、状況、2) 関与者、3) 言語の果たす役割、という3つの要因によって、それぞれ異なる。・・・これらの可変要因が合同して意味の選択の範囲と意味の表出に用いられる形式、すなわち、言語使用域を決定する。・・・言語使用域は、言語使用の時点において話者が現に話して(用いて)いる変種であり、目下従事している社会活動の種類と性格によって決定される(『言語学大辞典』1429頁)。
- [37] 語彙記述において、語が文脈に応じて多くの異なる意味を持つ時、その語は多くの<語義>を持つという。・・・多くの語義を持つ語を多義語という(『ラルース言語学用語辞典』162頁)。
- [38] 語彙とは、「語の集まり」という意味である。普通には単語の集まりをいい、また、ある作品に用いられた語彙、あるいは、そのテキストの語彙とその語釈を集めた付録をいうが、言語学ではこれを拡大解釈して、1言語のもつ全語彙について用いる(『言語学大辞典』512頁)。
- [39] パスキエ・ケネル [Pasquier Quesnel, 1634-1719] は、パリに生まれ、イエズス会のクレルモン学院に学んだ後、パリ大学で哲学と神学を修めた。1657年、オラトリオ会に入ったが、ジャンセニストとなってブリュッセルのジャンセニズムの指導者アントワヌ・アルノー [Antoine Arnauld, 1612-1694] のもとに身を寄せた後、その後継者となった。1703年に逮捕され、マリヌ [Malines] の宗教裁判所に拘禁されるが、脱獄し、オランダに亡命した。その著書『新約聖書に関する道徳的考察 [Réflexions morales sur le Nouveau Testament]』(1671年)は、その後加筆され4巻の大著『道徳的考察付新約聖書 [Le Nouveau Testament, avec des réflexions morales]』(1699年)として刊行されたが、大勅書『神の御独り子(ウニゲニトウス) [Unigenitus]』によって有罪を宣告された。他の著書に、“*La souveraineté des rois, contre l'histoire latine de Melchior Leydecker calviniste par luy appelée Histoire du Janséniste*”, Paris, 1703がある。
- [40] 教皇クレメンス11世 [Clemens XI, 1649-1721. 教皇在位1700-1721] は本名をジョヴァンニ・フランチェスコ・アルバニ [Giovanni Francesco Albani] といい、ウルビーノ [Urbino] に生まれた。ローマ教皇庁に勤め、1690年、枢機卿に任命され、教皇インノケンティウス12世の死後、教皇に選出された。スペイン王位継承問題を巡るフランス国王と神聖ローマ帝国皇帝との紛争(スペイン王位継承戦争。これについては、後掲訳注 [58] 参照)に巻き込まれた。教会内の問題としては、1705年の教理憲章(大勅書)『万軍の主のぶどうの株 [Vineam Domini Sabaoth]』、1708年の教理憲章(小勅書)『主の御手にあるすべての人 [Universi Dominici Gregis]』、1713年の教理憲章(大勅書)『神

- の御独り子（ウニゲニトゥス）[Unigenitus]』によってジャンセニスムを断罪した。
- [41] 教理憲章（大勅書）『神の御独り子（ウニゲニトゥス）[Unigenitus Dei Filius]』は、1713年に教皇クレメンス11世によって署名、公示され、これによってケネルの『新約聖書に関する道徳的考察』の101の命題が有罪宣告を受けた。この大勅書に対する賛否をめぐってフランスの宗教界は二分された。
- [42] 『法の精神』に対して教会の側から出された、キリスト教信仰に特別の地位を与えていないという批判に応えるべく、モンテスキューは1750年に『法の精神』の擁護[Défense de l'Esprit des Lois]』を出版した。
- [43] ハイメ1世 [Jaime I, Jacques I, 1208-1276] はアラゴン王（在位1213～1276年）。
- [44] フリードリッヒ2世 [Frédéric II, 1194-1250] はナポリ・シチリア国王（在位1197～1250年）。後に神聖ローマ帝国皇帝（在位1212～1250年）。
- [45] アントワヌ・フルティエール [Antoine Furetière, 1619-1688] はフランスの作家にして辞書編纂者。1662年にアカデミー・フランセーズ会員となるが、アカデミー・フランセーズの辞典に技術的実務的語彙や台頭するブルジョワジーの言葉を採用したことにより、1685年にアカデミー・フランセーズを除名された。
- [46] connotation の訳語には、暗示的意味、共示、語感、内包的意味、感情的ニュアンス、含意（現象）、共義（現象）など、さまざまなものがある。ある語が一定の概念を喚起することがdénotation（明示的意味）である。これに対し、副次的意味は、情的価値（語感）を指す場合がある。例えば、「チチ」「オトウサン」「オヤジ」という3つの語は同義語で、明示的意味は共通であるが、語感が異なり、副次的意味は異なる。また、副次的意味は、話し手の社会的出自や性格を表す場合がある。さらに、ある語の表す概念と連想関係にある観念を副次的意味とよぶこともある（『言語学大辞典』1140～1141頁）。
- [47] ヘンリー2世 [Henry II, 1133-1189] は、イングランド王（在位1154～1189年）でプランタジネット朝の始祖。相続・婚姻・戦勝等によりノルマンディー、アンジュー、ポワトゥー、ギユイエンヌ、ガスコーニュ、ブルターニュ等フランス西部に広大な領土を獲得し、さらに、アイルランド、ウェールズ、スコットランドも征服した。財政の整備、巡回裁判所の拡充、陪審制度の採用、国王直属軍の創設等、国内秩序の確立と王権の強化に努めた。また、クラレンドン制定法により、教会裁判権の剥奪を企図した。
- [48] 1164年にイングランド南部のクラレンドン [Clarendon] でヘンリー2世によって公布された制定法。主として王権と教権の関係を規律している。
- [49] ある単位が発話の様々な位置に現れることができ、しかもこの位置の相違がその単位固有の役割や語義を何ら変えることがないような場合には、この単位は<自律的>であるという（『ラールス言語学用語辞典』225頁）。
- [50] 言語分析の対象となるデータ・材料の集合体。「言語資料体」「集成（言語）資料」「コーパス」ともいう（『言語学大辞典』738頁）。一言語の記述文法は、分析に付される発話の集合を出発点として作りあげられるが、この発話の集合が研究の<資料体>を構成する（『ラールス言語学用語辞典』225頁）。
- [51] 概論 [traité] とは、「フランス普通法学の集大成であり、私法の全域に亘って当時の法をそのまま映しだしたものである」（金山直樹「ポティエの法律学」姫路法学3号127頁）。
- [52] ピエール・ジャック・ブリヨン [Pierre Jacques Brillon, 1671-1736] は法学者・モラリス

ト。パリに生まれ、パリ高等法院の弁護士、最高評定院の評定官、次席検事等を歴任した。原注(26)に引用された著書の正式な表題は“*Dictionnaire des arrêts, ou jurisprudence universelle des arrêts, ou jurisprudence universelle des parlements de France et autres tribunaux*”で初版は1711年に出版された。他の主著に、“*Portraits sérieux, galants et critiques*”, Paris, 1696; “*Nouveau dictionnaire civil et canonique de droit et de pratique*”, Paris, 1697; “*Ouvrage dans le goût des Caractères de Théophraste et des Pensées de Pascal*”, 1698; “*Théophraste moderne ou Nouveaux caractères des mœurs*”, 1700等がある。

- [53] クロード＝ジョゼフ・ド・フェリエール [Claude-Joseph de Ferrière, -1748] は、著名な法学者クロード・ド・フェリエール [Claude de Ferrière] の息子で、1703年にパリ大学法学部教授に任命され、さらにその法学部長も歴任した。主著として、原注(26)引用の辞書のほかに、“*Une Histoire du droit romain*”, Paris, 1718がある。
- [54] ジョゼフ＝ニコラ・ギヨ [Joseph-Nicolas Guyot, 1728-1816] は、軍人としてしばらく働いたのち、法学を学び、1748年に弁護士となり、1753年にはロレーヌ地方ブリュイエール [Bruyères] 市議会議員、1757年には同バイイ裁判所評定官を歴任した。オルレアン大学におけるポティエ [Robert-Joseph Pothier, 1699-1722. オルレアン大学教授。多数の『概論 (traité)』を著し、フランス民法典に多大の影響を与えたとされる著名な法学者] の後継者としてポティエの遺作等を編集した。その後パリに住み、多くの著作を刊行した。1795年には破毀裁判所判事となるが、亡命貴族の親族としてその職を追われた。しかし、直ちにメルラン [Philippe-Antoine Merlin de Douai, 1754-1838. 全国三部会に第三身分から選出された後、国民公会議員、國務院評定官、司法大臣等を歴任。第一帝政下で検事総長を務めた。ギヨの編集した辞典(原注(26)参照)の多くの項目を執筆し、さらに革命後にギヨの編集を受け継いで、“*Répertoire universel et raisonné de jurisprudence*”, Paris, 1812-1825. を刊行した。] によって司法省の役人に任命された。主著として、原注(26)引用の文献のほかに、“*Le Grand vocabulaire français*”, Paris, 1767-1774; “*Dictionnaire raisonné des lois de la république française*”, 1796-1797; “*Annales du droit français ou Recueil analytique et raisonné des actes, tant législatifs qu’administratifs et judiciaires*”, Paris, an XI - XII等がある。
- [55] 変形 [transformation] は変換とも訳される。変換、すなわちある言語の統辞論の変換部門は、基底文の意味には影響を与えない。基底文のみが意味解釈を受けるのである。すなわち変換は、基底で生成された記号列にかかる、純粹に形式的な操作なのである。この諸操作、つまり変換手続きには、移動もしくは交換(構成要素の配置がえ)、代入(ある構成要素を他のものに代えること。これはある構成要素を削除し、他の構成要素をその位置に入れることと同じである)、および付加がある(『ラールス言語学用語辞典』367頁)。
- 一八七 [56] あらゆる学問は、それが科学的ならなおさらのことだが、その学問に役立つ諸概念を示す、厳密に定義された用語の集合を必要とする。この用語の集合が<術語>を構成する(『ラールス言語学用語辞典』207頁)。
- [57] 日常の使用では、ある特定の言語は、ある特定の時期、場所、社会集団において、他の時期、他の場所、他の社会集団におけるのと同じであることは決してないが、この現象を<変異>と呼ぶ(『ラールス言語学用語辞典』365頁)。

- [58] スペイン王カルロス2世の死に伴い、ルイ14世は自身の孫フィリップ・ダンジュー [Philippe d'Anjou] をフェリペ5世 [Felipe V, 在位1700~1724年] としてスペイン王位につけたが、フィリップのフランス王位継承権を放棄させなかったため、イギリス・オランダ・ドイツとフランス・スペインとの間にスペイン王位継承戦争(1701年~1713年)が生じた。その講和条約である1713年のユトレヒト条約において、フランスは、フィリップのフランス王位継承権を放棄させられた。
- [59] ルイ14世は、息子に先立たれる等、後継者に恵まれず、曾孫がルイ15世として即位することになったが、幼少（即位時5歳）であったため、ルイ14世は遺言でオルレアン公フィリップを摂政に指名し、摂政自身が主宰し、国政に関する最終決定を行う摂政顧問会議 [conseil de régence] を設けるよう命じた。
- [60] 同じ指示対象に対する表現として、プラス評価の含意（副次的意味 connotation [訳注 [46] 参照]）をもった表現、マイナス評価の表現、または、評価がプラスでもマイナスでもない表現とがある場合、プラス評価の表現を採ることを、婉曲語法、その表現を婉曲表現という（『言語学大辞典』127頁）。露骨さで人を傷つけるかもしれないある種の事実、あるいは考えを述べるための、弱められ和らげられたあらゆる表現法をいう。婉曲語法は、いわゆる反用の形で、言いたいことの逆を表現する語や発話を使用するまでになることもある（『ラールス言語学用語辞典』27頁）。
- [61] 「正用法」という訳語を当てることもある。概略的にいえば、音声言語および文字言語の双方に関して、発音・文法・綴り字・修辭法・句読法など言語のあらゆる面について、ある時期の、ある言語社会で慣習によって確立された一般の通用様式をいう（『言語学大辞典』254頁）。ある一定の時期に、ある一定の社会階層で最も多数の話し手により用いられる、比較的安定した文法規則の総体を「慣用」と呼ぶ（『ラールス言語学用語辞典』60頁）。
- [62] ジョン・ロー [John Law, 1671-1729] はスコットランドの財政家で、ルイ14世死後の摂政政府時代にフランスの財政再建に取り組み、銀行と国家と株式会社からなる「ジョン・ローのシステム」と呼ばれる信用と紙幣の流通の体系を作り上げたが、投機熱が冷めるとともにこのシステムは崩壊し、ローは国外亡命を余儀なくされた。
- [63] 修辭形態の一つ。冗言法ともいう。論理的には unnecessary 語（句）を用いた表現。これによって、強調を与え、より明確に考えを述べるのに役立つ。しかし、これは一方では、文体の簡潔さを損なう危険をもっている（『言語学大辞典』717頁）。ある一定の内容の表現に要求されるよりも表現の要素が多い場合、一連の語は、<冗言法的>となる（『ラールス言語学用語辞典』214頁）。
- [63a] 受遺者 [légataire] とは、遺贈を受ける者のことをいう。もちろん、ここでは比喩的な意味で使われている。
- [64] われわれは言語記号の意味作用を利用して、現実の、パロールの場面にある具体的な物を指示する。言語記号と言語外の対象との、このような結びつきを「指示（あるいは指向）」といい、この場合、言語記号は指示の意味をもつといわれる。言語記号はある思考を象徴化し、その思考が実際に指示されるもの（指示物、指示対象）を指示する（『言語学大辞典』630~631頁）。言語記号が、現実もしくは想像上の別を問わず、言語外的世界の対象を指す機能のことである。指向機能はことばに本質的なものである（『ラールス言語学用語辞典』185頁）。

- [65] ニコル・オレーム [Nicole Oresme, 1320-1382] は哲学者・経済学者・物理学者で、14世紀フランス最高の学者と評される。パリ大学で神学を学んだ後、パリ大学ナヴァール学院長を務め、その後、ノルマンディーのリジュー [Lisieux] の司教となった。『倫理学』、『政治学』、『経済学』、『天界論』等多くのアリストテレスの著作を翻訳した。物理学者としては地動説を唱え、コペルニクスに影響を与え、物体落下の法則を研究してガリレイに影響を与えた。また、解析幾何学を構想し、デカルトの先駆者となった。
- [66] ルイ・ル・ロワ [Louis Le Roy, 1510-1577] (ラテン名レギウス [Regius]) は、ユマニストにしてプロテスタントの公法学者である。ヨーロッパ諸国を遍歴した後、1572年にコレージュ・ド・フランス [Collège de France] のギリシャ語の教授となった。主著として、原注(47)引用の文献の他に、"*Considérations sur l'histoire française et universelle*", 1562; "*De l'origine et excellence de l'art politique*", 1567; "*Des troubles et différends advenant entre les hommes pour la diversité des religions*", 1567; "*Projet ou dessein du royaume de France pour en représenter en dix livres d'état entier*", 1568; "*Les monarchiques*", 1570; "*De l'excellence du gouvernement royal*", 1576; "*Douze livres de la vicissitude ou variété des choses de l'univers*", 1576等がある。
- [67] 発話の産出が文脈に完全には依存せず、話し手側の決定を必要とする場合、つまり発話行為の過程内でいくつかの項目、文のいくつかの型などからの<選択>を必要とする場合にのみ、その発話には意味がある。この選択、ないし選別は、それゆえ、最小有意単位すなわち形態素に関して行われる(『ラールス言語学用語辞典』249頁)。
- [68] シャルル・ド・マルグテル・ド・サン＝ドニ・ド・サン＝テヴルモン [Charles de Marguetel de Saint-Denis de Saint-Evremond, 1615-1703] は、フランスのモラリストにして批評家である。彼は宰相マザランに批判的な文書を書いたために、チャールズ2世治下のロンドンに亡命しなければならなかった。彼はルイ14世の恩赦を拒んで終生ロンドンに留まりつづけた。"*Réflexions sur les divers génies du peuple romain dans les différents temps de la République*" (1663), "*Sur les poèmes des Anciens*" (1685)等の著書がある。
- [69] ジャン・ボダン [Jean Bodin, 1529 ou 1530-1596] は、フランスの哲学者・経済学者。トゥールーズ大学法学部で学び、ユマニズム法学を熱烈に支持した。その後、パリ高等法院の弁護士となった後、検事となった。1576年、全国三部会において第三身分の代表として武力によるユグノーの弾圧に反対し、王冠領譲渡問題で王権と激しく対決した。主著: "*Methodus ad facilem historiarum cognitionem*", 1566; "*Réponse aux paradoxes de Malestroit*"; "*Les six livres de la République*", Paris, 1576。
- [70] フランソワ・オットマン [François Hotman, 1524-1590] はフランスの法律家で、プロテスタントであり、その一族はシレジア出身である。パリ大学でローマ法を講じ、宗教改革に参加し、カルヴァンの推薦でローザンヌ大学に赴任した。主著として、"*De statu primitivae Ecclesiae*", 1553; "*Franco-Gallia seu Tractatus isagogicus de regimine regum Galliae*", 1573があり、後者において、彼は絶対王政に反対し、国民主権の観念を肯定している。
- [71] エティエンヌ・パキエ [Etienne Pasquier, 1529-1615] はフランスの弁護士・ユマニスト・歴史家である。彼はパリ大学法学部で学んだ後、トゥールーズ大学法学部でキュジ

- ヤス [Cujas] に法学を学び、さらにイタリアのボローニャ大学でも学び、1549年にパリ高等法院付き弁護士となった。彼は1560年から死に至るまで書きつづけられた9巻に及ぶ著書『フランス研究』["*Recherches de la France*"] において、フランスの諸制度の起源を探究し、王権を擁護している。
- [72] シャルル・ロワゾー [Charles Loyseau, 1564-1627] は、サンス上座裁判所代官、パリ高等法院付き弁護士等を歴任した。ローマ法及びフランス慣習法に造詣が深かった。他の著書に"*Traité des ordres et simples dignitez*", 1607; "*Cinq livres du droict des offices*", 1610 がある。
- [73] カルダン・ル・ブレ [Cardin Le Bret, 1558-1655] は、フラクール [Flacourt] の領主・法学者で、パリ租税法院次席検事、パリ高等法院次席検事、國務院評定官、三司教区領の地方長官、パリ租税法院院長、國務院院長等を務めた。主著として、"*Traité de la souveraineté du roi, de son domaine et de sa couronne*", 1632等がある。
- [74] "*Principia mathematica philosophiae naturalis*", 1687 [自然哲学の数学的諸原理] の略称。運動の基本法則と万有引力という概念から、太陽系を中心とする宇宙の仕組みを数学的に解明する試みであり、近代自然科学の最高傑作ともいわれる。邦訳として、(河辺六男訳)「自然哲学の数学的諸原理」河辺六男編『世界の名著26 ニュートン』(中央公論社、1971年) 47~568頁、(岡邦雄訳)『プリンシピア』(春秋社、1930年)、(中野猿人訳)『プリンシピア』(講談社、1977年)がある(廣松渉他編『岩波 哲学・思想事典』(岩波書店、1998年) 650~651頁(佐々木力執筆)による)。
- [75] 伝統文法では、文を構成するすべてのもの(語、連辞)を<表現>と呼んでいる。(『ラールス言語学用語辞典』337頁)。一般に、言語は音声によって意味を示すと考えられ、前者が後者の表現とされるが、言理学では、言語は記号の機能体系とみる。記号といえは、何かあるものを示すものと解されるのが普通であるけれども、言理学では、記号とは、表現と内容とが相互依存の機能によって結ばれた実体であると規定する。言語は、音声(文字その他を含む)表現と意味(文法その他を含む)内容とが連合的に連帯という機能によって結ばれた記号のシステムとみるわけである(『言語学大辞典』585頁)。
- [76] 接辞や語彙的形態素がさげすみの判断、貶下的なニュアンスを含む場合、それらは<軽蔑的>であるという(『ラールス言語学用語辞典』102頁)。副次的意味 [connotation] (訳注 [46] 参照) において「軽侮的」「悪い」という意味要素(成分)をさすのに用いられる(『言語学大辞典』347頁)。
- [77] 最も一般的な意味では、象徴、指標または信号と全く同様に、Aなる要素に代わるものとしてのBなる要素(さまざまな性質の)を指す(『ラールス言語学用語辞典』63頁)。
- [78] 伝統文法で、現に実現した文の中で表現されてはいないが、その意味解釈に、あるいはその文に見合う統辞上の枠には含まれるものを<言外の>ものという(『ラールス言語学用語辞典』110頁)。
- [79] リュクルゴス [Lycurgue, Lykurgos] は、紀元前8世紀の伝説的なスパルタの立法者である。
- [80] ロムルス [Romulus] は、伝説上のローマの建国者で、狼に育てられたといわれる。双子の弟レムス [Remus] とともに、紀元前754年にローマを建国した後、弟レムスを殺してローマの王位についたとされる。
- [81] エドモンド・バーク [Edmund Burke, 1729-1797] は、イギリスの政治家、著述家、

政治思想家。1765年に下院議員となる。国王ジョージ3世の統治をめぐる国内の憲法上の論戦に関与し、"Thoughts on the Cause of the Present Discontents", 1770 [現在の不満の原因についての考察] を著し、人民の政治的参加を拡大して国王の権力を制限することを主張した。また、アメリカ、アイルランド、インドの植民政策に関与し、事情が許す限りイギリスの憲法体制を植民地との関係にも拡張すべきとの提言を行った。さらに、"Reflections on the Revolution in France", 1790 [中野好之訳『フランス革命についての省察(上・下)』(岩波文庫、2000年)] を著して、フランス革命を批判し、イギリス憲法体制の美点を強調した。

- [81a] ルイ11世 [Louis XI, 1423-1483] はフランス国王(在位1461-1483)。ブルターニュを除きフランスのほぼ全土を一つの王国に統一し、フランス絶対王政の基礎を築いた。
- [82] ウォルポール [Robert Walpole, 1676-1745] は、イギリスの政治家。1702年に下院議員に当選し、1715~1717年に大蔵大臣となった。1720年、南海泡沫事件による政変の後、事後処理に成功し、1721年に大蔵大臣として事実上の初代の首相と呼ばれる地位を確立した。その後、20年に渡り政権を維持し、イギリスの経済力は非常に発展した。他方、彼は政権を維持するために露骨で大規模な買収を行い、政界の著しい腐敗を招いた。
- [83] ベア・ド・ミュラー [Béat Louis de Muralt, 1665-1749] はスイスの文学者・旅行家。ヴォルテールやルソーの影響を受けた。本文に引用された著書以外に次のような著書がある: "Lettres fanatiques", Londres, 1839; "L'Instinct commun recommandé aux hommes", 1753; "Fables nouvelles", 1753; "Histoire de Frédéric le Grand", 1757.
- [84] 邦訳として、ヴォルテール(林達夫訳)『哲学書簡』(岩波文庫、1951年初版、1980年改版)がある。
- [85] ジャン＝ベルナル・ルブラン [Jean-Bernard Le Blanc, 1707-1781] は、フランスの文学者・聖職者。モーペルテュイ [Pierre Louis Moreau de Maupertuis, 1698-1759. フランスの数学者・天文学者。ヴォルテールの助言によりプロイセンのフリードリッヒ大王に招かれて、1746年にプロイセン王立アカデミー院長となった] によりプロイセン宮廷に職を与えられたが、フランスを離れがたく、この提案を辞退した。しかし、ポンパドゥール夫人 [Mme de Pompadour] の尽力によってフランス国王の史料編纂官に就任した。主著: "Poème sur l'histoire des gens de lettres de Bourgogne", Dijon, 1726; "Elégies", Paris, 1751; "Aben-Saïd", Paris, 1736; "Lettres d'un François concernant le gouvernement, la politique et les moeurs des Anglois et des François, La Haye, 1745; "Lettre sur les tableaux exposés au Louvre", Paris, 1747; "Observations sur les ouvrages de l'Académie de peinture et de sculpture", Paris, 1753; "Discours politiques de Hume, traduits de l'anglais", Paris, 1754; "Le patriote anglais ou Réflexions sur les hostilités que la France reproche à l'Angleterre, traduits de l'anglais", Genève, 1756; "Dialogues sur les moeurs des Anglais et sur les voyages, considérés comme faisant partie de l'éducation, traduit de l'anglais", Paris, 1767.
- [86] 文脈に応じたその語の意義を、<意味>との対立から<用法>という(『ラルース言語学用語辞典』405頁)。
- [87] ハリントン [James Harrington, 1611-1677] は、イギリスの政治思想家。オックスフォード大学卒業後、ヨーロッパ大陸へ渡り、三十年戦争に従軍した。清教徒革命中は中

- 立的な立場を取っていたが、国王チャールズ1世が処刑されると『オセアナ共和国』を執筆するなど、共和主義思想を積極的に唱えた。王政復古後逮捕された。ハリントンについては、田中浩「ハリントン 解説」『世界大思想全集 社会・宗教・科学思想篇2』（河出書房新社、1962年）304～308頁参照。
- [88] ポリュビオス [Polubios, B. C. 200頃-B. C. 120頃] は、ギリシャ人の歴史家。ポエニ戦争期のローマの歴史を描いた主著『歴史』[*Historiae*] 40巻によって知られる。
- [89] セルウィウス・トゥリウス [Servius Tullius, 在位B. C. 578頃-B. C. 534頃] は古代ローマの伝説的なエトルリア人の王で、人口調査を行い、経済力に応じて市民を五階級に区分し、階級ごとに異なる軍役、納税義務を課し、選挙権を与える等の軍制、税制、選挙制に関する改革を行った。
- [90] フランク王国はゴート族起源であり、ゴート族伝来の慣習によれば、王は選挙によって選ばれたようである（押村高『モンテスキューの政治理論』（早稲田大学出版部、1996年）250～251頁参照）。本文はこのことを示唆するものであろう。
- [91] ルイ14世は、その長い在任中に王太子や孫に次々に先立たれ、晩年には後継者問題に悩まされたが、本文のこの記述は、彼（ルイ14世）が1714年に、王令によって、モンテスパン夫人 [Françoise Athénaïs de Rochechouart de Mortemart, marquise de Montespan, 1641-1707] との間にもうけたメヌ公 [Louis-Auguste, duc de Maine, 1670-1736] とトゥールーズ伯 [Louis-Alexandre de Bourbon, comte de Toulouse, 1678-1737] に王位継承資格を与えたこと（これについては、柴田三千雄・横山紘一・福井憲彦編『フランス史2』（山川出版社、1996年）242頁（林田伸一執筆）参照）を指すのではないかと思われる。
- [92] ハリカルナッソスのディオニュシオス [Denys d'Halicarnasse, Dionysios of Halicarnassus] は小アジアのハリカルナッソスに生まれた紀元前1世紀の歴史家・評論家である。紀元前30年頃、ローマに赴いて文法を教え、そのかたわら次のような著作を発表した：『デモステネスの文体について』[*"Peri tes Demosthenus Lexeis"*]、『ツキジデス論』[*"Peri tu Thukydidu Charakteros"*]、『ローマ古代研究』[*"Romaike Archaialogia"*]等。
- [93] シドニー [Algernon Sidney, 1622-1683] は、イギリスのホイッグ党政治家。ピューリタン革命に際し、議会軍の騎兵隊将校となった。共和国務会議議員となるが、クロムウェルと対立して政界を一時引退した。1660年のチャールズ2世の王政復古の際に亡命したが、1677年に帰国を許され、ホイッグ党に入って反政府活動に従事した。1683年に、ライハウスの陰謀 [Rye House Plot]（国王チャールズ2世暗殺計画）に加わったとして斬首された。死後、主著『*Discourses concerning government*』, 1698が出版された。
- [94] カルケドンはボスポラス海峡付近の小アジアの都市で、紀元前685年に建設されたが、その18年後に対岸にビザンティウムが建設され、やがて後者のほうが繁栄することになった。モンテスキューはこの故事を引いて、ハリントンがイギリスには政治的自由が既にあるのに、自由を求めてユートピア的な『オセアナ共和国』を書いたことを批判している。
- [95] ラ・ボーメル [Laurent Angliviel de La Beaumelle, 1726-1773] はフランスの文学者。彼はプロテスタントの家系に属しており、彼自身は当初カトリックであったが、ジュネーヴでプロテスタントに改宗した。原注（108）にも引用されている著書『*Mes pensées*

ou *Qu'en dira-t-on*”, 1751が成功を博した後、ベルリンに亡命したが、ヴォルテールの著作を批評した著書“*Notes sur le Siècle de Louis XIV*”, 1753をめぐってヴォルテールと袂を分かち、フリードリッヒ2世に追放された。また、著書“*Mémoires pour servir à l'histoire de Mme de Maintenon*”, 1756によってバスチーユに投獄された。その後、南仏トゥールーズで、カラス事件で冤罪を着せられたプロテスタント、ジャン・カラスを積極的に擁護した (“*La calomnie confondue*”, 1762)。1771年に、王の司書となった。

- [96] 1789年の人権宣言第16条は次のように規定する。「権利の保障が確保されず、権力の分立も定められないすべての社会は、憲法を有しない。」(新倉俊一他編『事典〔増補版〕現代のフランス』(大修館書店、1997年) 565頁〔稲本洋之助訳])
- [97] フランス語では、未来形と過去形の結合で形成され、過去に置かれた文の補文中で未来を示す動詞形式の集合に<条件法>の名が与えられる(『ラルース言語学用語辞典』213頁)。
- [98] 高等法院の執拗な抵抗に業を煮やしたルイ15世が不意にパリ高等法院に来て、そこで親臨会議を開き、王が国民を完全に代表していること、これに対し、高等法院は国民から権力を委任されているわけではなく、専ら君主から権力を委ねられ、君主の役務のために諸権力を行使すべきである旨の演説を行った事件。ルイ15世の演説が非常に厳しいものであったために「鞭打ちの会議」と命名された(オリヴィエ＝マルタン(埴浩訳)『フランス法制史概説』(創文社、1986年) 817～818頁、石井三記「一八世紀フランスの国王・法・法院」上山安敏編『近代ヨーロッパ法社会史』(ミネルヴァ書房、1987年) 175頁参照)。
- [99] モーペー [René Nicolas de Maupeou, 1714-1792] は、パリ高等法院評定官・同院長を歴任した後、1768年に大法官 [Chancelier] に任命され、1771年にパリ高等法院の法官を追放し、売官制の廃止・裁判手数料の廃止等の司法改革を行った。1774年に国王ルイ16世が即位すると失脚し、高等法院は復活した。
- [100] ニコラ・ド・ボンヌヴィル [Nicolas de Bonneville, 1760-1828] は文学者・公法学者。当初、ダランベールの後援により、詩で名声を博し、その後、シェイクスピアの翻訳で有名になった。革命下の恐怖政治期にはその穏和主義を理由に長期間拘留され、第一帝政期には逆の理由で迫害を受けた。彼の政治的見解は革命思想と神秘主義の混合であったといわれる。主著として、“*Le Nouveau Théâtre allemand*”, Paris, 1782 ; “*Choix de petits romans imités de l'allemand*”, 1786 ; “*Le tribunal du peuple*”, 1789 ; “*Histoire de l'Europe moderne*”, 1789-1792 ; “*De l'esprit des religions*”, 1791 ; “*Le vieux tribun*”, 1791 ; “*Le nouveau code conjugal établi sur les bases de la constitution*”, 1792 ; “*Poésies*”, 1793等がある。
- [101] ヴァッテル [Emmerichs de Vattel, 1714-1767] は、ヌーシャテル公国に生まれたドイツの法学者・外交官である。彼はパーゼル及びジュネーヴで古典学を学び、その後法学と哲学を学んだ。1746年にベルンの大使館参事官、翌年にベルンの特命全権公使に任命された。18世紀におけるグロティウス学派の代表的学者の一人である。主著：“*Le droit des gens ou principes de la loi naturelle appliquée à la conduite et aux affaires des nations et des souverains*”, Leyde, 1758.

〔付記〕

本稿の原著は、Edouard TILLET, Les Ambiguïtés du concept de constitution au XVIII^e siècle : l'exemple de Montesquieu, in *Collection de l'Association française des histoire des idées politiques, vol. XII, Pensée politique et droit, Actes du colloque de Strasbourg, 11-12 septembre 1997*, Presses universitaires d'Aix-Marseille, Aix-en-Provence, 1998, pp. 365-399 であり、翻訳にあたり、著者 Edouard TILLET 氏及び出版者 Presses universitaires d'Aix-Marseille の承諾を得ていることを、ここに付記する。